

二本松市

都市計画

マスタープラン

平成 29 年 10 月

ごあいさつ



平成 17（2005）年 12 月に、新二本松市が誕生してから 12 年が過ぎようとしております。現在の都市計画マスタープランは、本市の都市計画の基本方針として、平成 21（2009）年 3 月に策定し目標年次を平成 40（2028）年度として、都市施策を総合的かつ効果的に推進してまいりました。

現行のマスタープラン策定後の主な都市計画の変更といたしましては、平成 25（2013）年 7 月に油井地区の都市計画用途地域を拡大し、平成 26（2014）年 5 月には、福島県により二本松本宮都市計画区域マスタープランが策定されました。また、平成 27（2015）年 12 月には、上位計画である新二本松市総合計画「二本松を元気に！新 5 カ年プラン」が策定されました。

本計画は、現行マスタープランが策定から 8 年が経過すると共に、急激な人口減少と高齢化の進行、東日本大震災の発生等本市を取り巻く状況が大きく変化したこと、また、新二本松市総合計画をはじめとした、上位・関連計画との一部不整合、新たな法整備への対応等、社会状況の変化及びそれらとの整合を図るべく、中間見直しを行ったものでございます。

今後は、本計画を基本とし積極的な都市施策の推進に努めてまいります。少子高齢化の進行、市民の価値観の多様化、地方分権の進展等、市民と事業者、行政が相互に信頼関係を構築し、「協働」によるまちづくりが必要不可欠であると考えております。今後とも市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、「二本松市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、ご尽力いただきました二本松市都市計画検討委員会委員の皆様をはじめ、住民アンケートにご協力いただいた皆様、パブリックコメントを通じて貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成 29 年 10 月

二本松市長 新野 洋

目 次

序 章	都市計画マスタープランの改定にあたって	
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の対象	2
4.	計画の構成	3
第 1 章	現況と課題	4
1.	二本松市を取り巻く環境からの主要課題	4
2.	都市づくりの主要課題	6
第 2 章	基本構想	9
1.	都市づくりの理念	9
2.	将来都市像	9
3.	都市づくりの目標	10
4.	将来フレーム	11
5.	将来都市構造	13
第 3 章	整備構想	17
1.	土地利用の基本方針	17
2.	交通体系整備の基本方針	21
3.	都市施設整備の基本方針	25
4.	景観・環境形成の基本方針	29
5.	安全・安心のまちづくりの基本方針	33
第 4 章	立地適正化基本方針	34
1.	立地適正化計画とは	34
2.	基本方針	34
第 5 章	地域別構想	36
1.	二本松地域	37
2.	安達地域	43
3.	岩代地域	49
4.	東和地域	55
第 6 章	実現方策	61
1.	計画実現のための推進方策	61
2.	土地利用規制・誘導手法の運用方針	63
3.	整備プログラム	65
第 7 章	資料編	66
1.	策定過程	66
2.	二本松市都市計画マスタープラン検討委員会要綱	68
3.	二本松市都市計画マスタープラン検討委員会名簿	69
4.	都市計画総括図(平成 28(2016)年時点)	70
5.	「二本松市都市計画マスタープラン」改定に向けた住民アンケート調査 概要	71
6.	用語集	73

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって

1. 計画策定の背景

市町村都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもと、住民の意見を反映させながら、まちづくりの具体的な将来ビジョンと地域別の整備の方針を定め、個性あるまちづくりを進めるために策定するものです。

また、福島県では全ての都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めており、市町村が策定する「都市計画マスタープラン」は、県が策定する「都市計画区域マスタープラン」に即するものと定義されています。

こうした中で、平成21年3月に策定された二本松市都市計画マスタープランは、平成17年12月1日の4市町合併で新たに誕生した本市において、都市計画法第18条の2に基づき、都市計画を総合的かつ効果的に推進していくため、長期的な視点に立った都市構造、土地利用、都市施設の配置・整備についての方針を明らかにし、その実現に向けて市民と行政が協働して取り組むための基本的指針として策定されました。

この都市計画マスタープランは、長期的な都市の将来像を展望するものとして、目標年次の平成40（2028）年度に向けて都市計画事業を進めてきました。

その後、平成23年3月11日に東日本大震災に伴う地震及び原発災害により、本市も被害を受け、市民生活に大きな影響を与えました。今後も、復興を加速化するとともに、防災・減災をより推し進めることが求められています。また、油井地区における用途地域*の拡大、二本松本宮都市計画区域マスタープラン（福島県）の策定、都市再生特別措置法の改定、新二本松市総合計画の策定、安達駅自由通路・駅前広場の整備等、社会情勢の変化や市街地整備が進められ、都市計画マスタープランにおいても、これらの情勢に対応することが必要となっています。

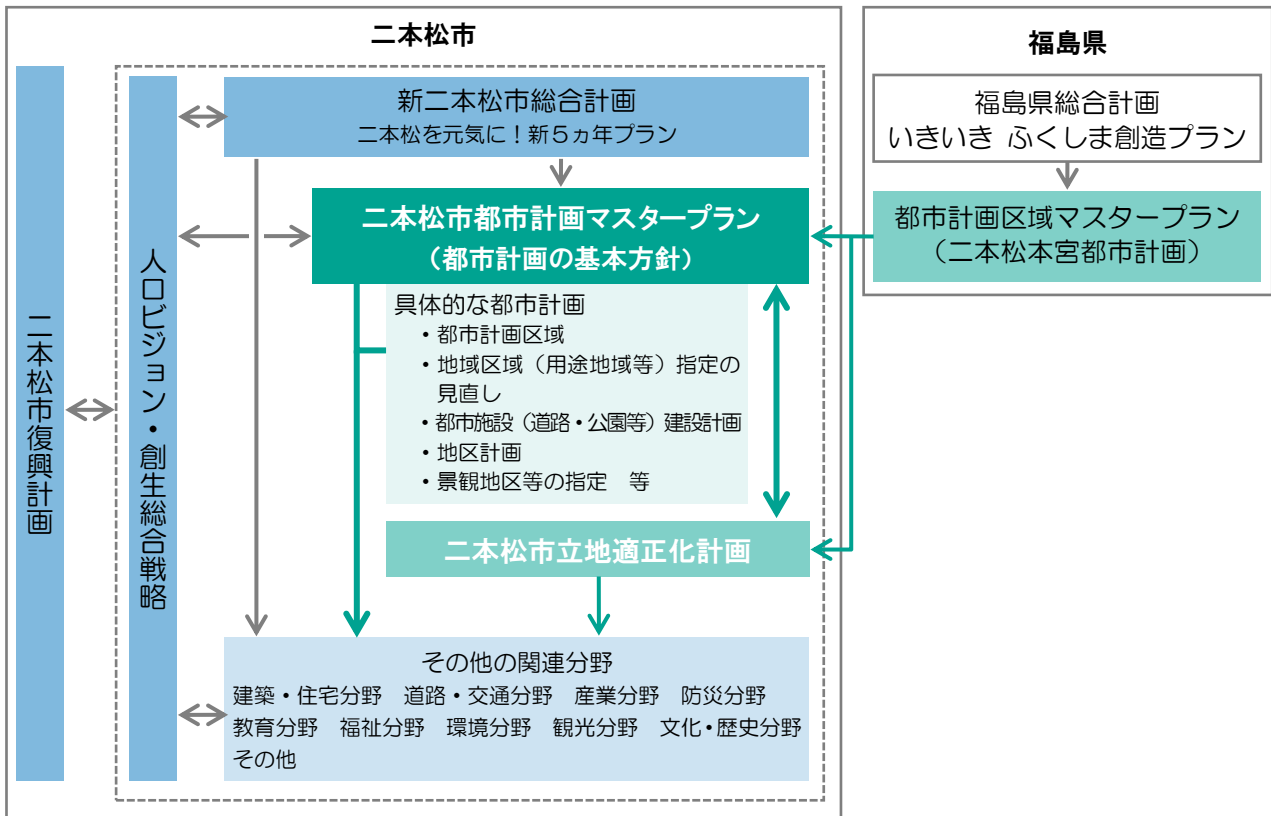
改定二本松市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という）は、こうした社会情勢を踏まえつつ、平成21年3月に策定された二本松市都市計画マスタープランを改定し、都市計画の総合的かつ効果的な推進に向け、長期的な視点に立った都市構造、土地利用、都市施設等の配置及び整備についての方針を明らかにし、その実現に向けて市民と行政が協働して取り組むための基本的指針として策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられるもので、「新二本松市総合計画」や、福島県が策定している「二本松本宮都市計画区域マスタープラン」に即しながら策定する、本市の都市計画の基本方針となるものです。

この本計画に基づき、都市整備に関わる様々な分野ごとの各種計画が策定され、具体的な都市計画や都市整備が行われていくこととなります。

[本計画の位置づけ]



3. 計画の対象

(1) 目標年次

本計画は、長期的な都市の将来像を展望するものとして前計画を策定した平成 21（2009）年度からの概ね 20 年間を対象期間とするため、平成 40（2028）年度を目標年次とします。

ただし、上位計画である新二本松市総合計画の計画期間が平成 32（2020）年度であることから、計画期間満了年次に近い年度に、社会状況の変化等を勘案して、見直しを行っていくものとします。

(2) 計画対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものであるため、その対象範囲は都市計画区域となりますが、本市は豊かな自然地域を有する市としての一体的な都市づくりの必要性があることから、本計画は都市計画区域外も含めた市全域を計画対象区域とします。

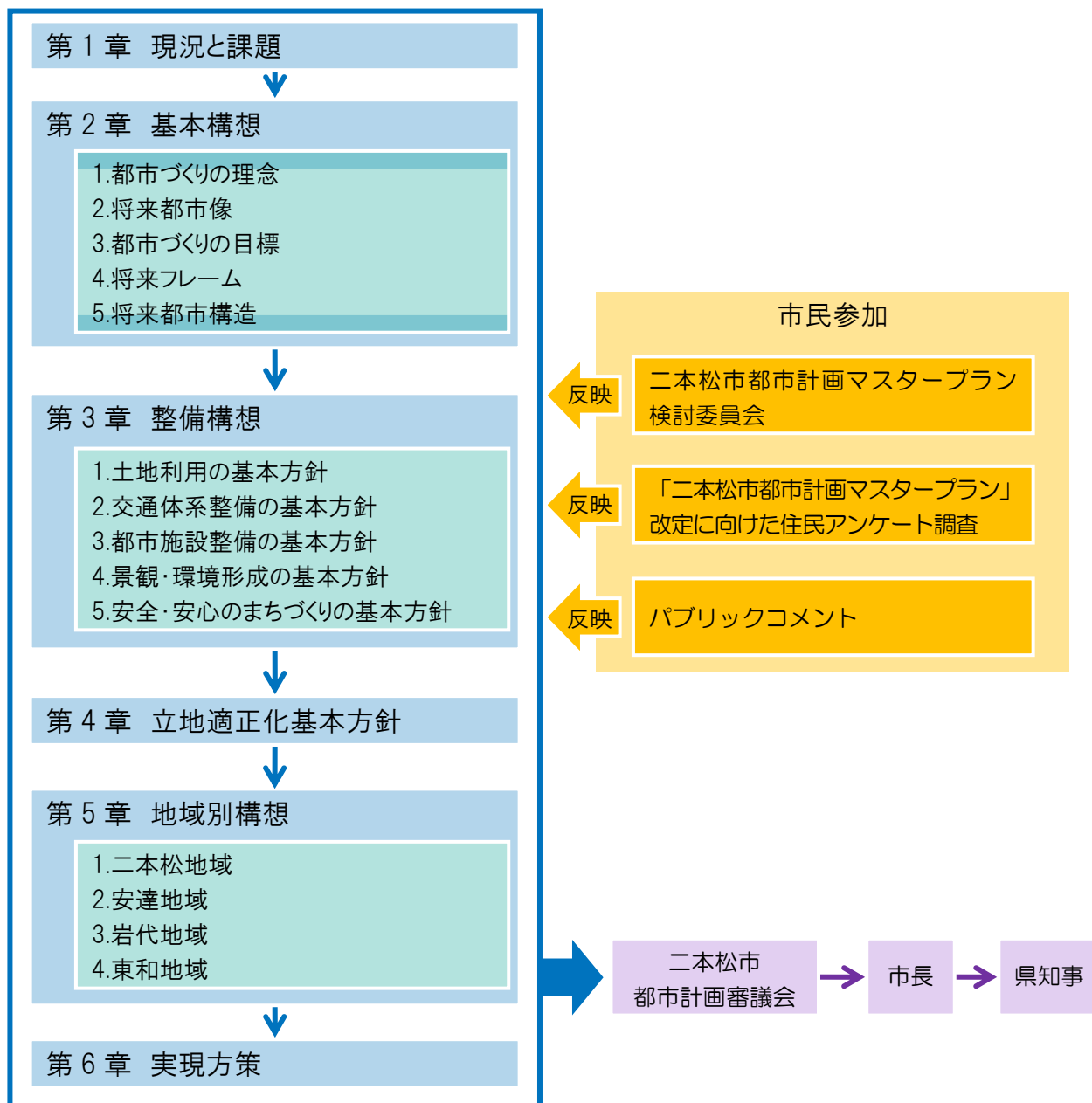
4. 計画の構成

本計画は、「現況と課題」「基本構想」「整備構想」「立地適正化基本方針」「地域別構想」「実現方策」により構成されます。

「基本構想」では、市全域の都市計画の特性と課題を踏まえながら、都市づくりの理念や将来都市像、都市づくりの目標、将来都市構造を示し、「整備構想」では、土地利用や交通体系整備、都市施設整備、景観・環境形成、安全・安心のまちづくりといった個別分野ごとの基本方針を設定します。「地域別構想」では、二本松・安達・岩代・東和の4地域ごとの将来像と整備方針を示し、「実現方策」では、計画実現のための推進方策や整備プログラムを設定します。

また、策定にあたっては、「二本松市都市計画マスタープラン」改定に向けた住民アンケート調査や地域住民の代表からなる「二本松市都市計画マスタープラン検討委員会」のご意見を踏まえて素案を整理し、「パブリックコメント」にて広く市民の声を伺い、計画に反映させながら計画案をとりまとめ、「二本松市都市計画審議会」に諮り策定しました。

[都市計画マスタープランの構成]



第1章 現況と課題

1. 二本松市を取り巻く環境からの主要課題

■ 二本松市の主な基本的特性・現況

人口

人口減少・少子高齢化がますます進む
人口減少がますます進むことが予想されている。少子高齢化が進むと、集落やコミュニティの維持、文化の継承が危ぶまれる。

産業

産業人口は減少を続け、特に農林業の高齢化は非常に高い

産業人口は、年々減少を続けています。特に本市の基幹産業である農林業の5割弱は高齢者であり、耕作放棄地率は、全国平均、県平均より高い。

商業・工業ともに活力が低下

商業では、事業所数、従業者数、年間商品販売額が減少している。工業では、事業所数、従業員数、製造品出荷額、粗付加価値額*が減少傾向となっている。

観光客入込数は震災前程度に回復している

東日本大震災の影響により一時的に観光客入込数が落ち込んだが、年々回復している。

土地利用

概ね用途地域内で市街化が集中している

都市計画区域内において建築用地への転換が見られる。特に、用途地域内での市街化が顕著であるが、その周辺においても市街化が見られる。

空家（その他の住宅）は増加している

景観や防犯・防災、衛生等への影響が懸念される空家（その他の住宅）は、増加している。

安心・安全

市内家屋の14.3%が被災。公共施設やインフラも被災
東日本大震災では、建物被害が6,951戸（14.3%）であり、公共施設、道路への被害も見られる。

河川はん濫、土砂災害、火山泥流の危険性が想定されている

ハザードマップにより、浸水想定区域、火山災害、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等が示されており、広い範囲に影響を受ける。

最寄りの緊急避難場所まで距離がある

緊急避難場所までの距離が比較的遠い。

都市施設

都市計画道路が7路線未整備。道路の安全性、交通死亡事故も課題

都市計画道路の7路線（延長3,220m）は未整備となっている。また、歩道整備率が低く、交通死亡事故も比較的高いことから、道路等の安全性に課題がある。

■ 上位関連計画のポイント（特に都市計画マスタープランに関わりが強い計画：抜粋）

二本松本宮都市計画区域マスタープラン

あだたらとあぶくまに育まれた歴史と風景を生かした交流都市

- 歴史と文化を継承しつつ、にぎわいのある都市づくり
- 豊かな自然や風景を守り、生かす都市づくり
- 交通の利便性を生かした広域的な交流により成長する都市づくり

新二本松市総合計画

- ✓ **重点事項**：人口減少対策、地域の発展、健康寿命の延伸
- ✓ **将来土地利用**：地域特性を活かしながら自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を推進
- ✓ **目標人口**：平成32（2020）年に53,000人を維持

■ 都市計画に関わる重要キーワード（社会潮流）

- ✓ コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*
- ✓ 対流型国土*
- ✓ インバウンド*
- ✓ 小さな拠点*
- ✓ 国土強靱化*
- ✓ 日本版CCRC構想*
- ✓ インフラ*の老朽化
- ✓ 土地・不動産の最適活用*
- ✓ 文化的景観*・日本遺産*

■市民アンケート結果

- ✓ 本市は、住みやすい61.2%、住みにくい25.8%
- ✓ 市内に住み続けたい68.1%
- ✓ 優先的な対応が必要なことは、医療福祉施設の充実、防災・防犯対策、買い物利便性、道路の安全性、通勤・通学の利便性、公共施設の安全性・バリアフリー
- ✓ 将来のまちづくりで重要なことの上位は、医療福祉施設の充実、買い物利便性、自然災害に対する防災対策
- ✓ 生活する上で重要な施設の上位は、日常生活に必要な店舗・コンビニ、病院や診療所、介護サービス等の高齢者福祉施設
- ✓ 中心拠点エリアは、「市の新たな活力を生み出す計画的な土地利用であれば、市街地の拡大を図るべき」、それ以外のエリアは、「道路が整備されたエリア等、場所によっては宅地や商業・業務地として活用すべき」の意見が多い
- ✓ まちづくりに参加したい20.8%、関心がない17.3%

■関連事業

- ✓ 二本松城跡前整備
- ✓ 「安達ヶ原ふるさと村」公園整備
- ✓ 安達駅周辺整備
- ✓ 安達支所東地区整備事業
- ✓ 緑の基本計画（H29策定）
- ✓ 長命工業団地
- ✓ 二本松駅南地区整備事業
- ✓ 杉田駅周辺整備事業

■二本松市の都市づくりの主要課題

◎土地利用

- ❖ 市街地の外延化を防ぎ、生活利便性を維持・向上させる都市構造・土地利用の実現が必要
- ❖ 少子高齢化に対応した計画的な市街化が必要

◎交通体系

- ❖ 都市計画道路整備の見直し、実現化を進めることが必要
- ❖ 地域の主要拠点を結ぶ公共交通ネットワークを維持・強化することが必要

◎都市施設

- ❖ 適切な修繕や長寿命化による、ストック効果を発現する施設の管理・強靱化が必要

◎環境・景観

- ❖ 豊かな自然を守り、自然を活用するエネルギー自立の環境づくりが必要
- ❖ 二本松市を魅力的に見せる景観形成が必要

◎安全・安心

- ❖ 安全を守る道路強靱化及び避難経路の確保が必要
- ❖ 自然災害への備えが必要
- ❖ 住民どうしの結びつきを深める地域コミュニティの構築が必要

2. 都市づくりの主要課題

本市を取り巻く環境からの主要課題から、今後の都市づくりにおける主要課題を以下のように整理します。

土地利用

市街地の外延化*を防ぎ、生活利便性を維持・向上させる都市構造・土地利用の実現が必要

行政機能や商業機能等が集積した既存市街地で、多くの市民生活が営まれています。人口減少下の既存市街地の郊外での住宅や商業施設等の立地は、市街地の外延化を招き、新たなインフラ整備・維持管理による財政への影響や、公共交通の衰退に拍車がかかり、既存市街地の空洞化（空家や空地が増える等）を進めてしまう恐れがあります。

その中で、中心市街地は、モータリゼーション*の進展や郊外への大規模店舗の立地、定住人口の空洞化等により活力が停滞しています。この現象は、中心市街地以外においても例外でなく、市全体の市民生活を守るためにも、今後の人口減少社会や効率的な都市経営の必要性、土地の有効利用等の面から、都市機能や交通機能の充実した地区への住宅、店舗、工場等の集積を誘導することが求められます。

市街化や都市機能の無秩序な拡散を防止し、生活利便性を高めるため、各地域や拠点において、人口や都市機能の密度を高め、相互に連携する都市構造・土地利用の実現が必要です。

土地利用

少子高齢化に対応した計画的な市街化が必要

人口減少、少子高齢化が進む中、市全体で市街地の人口密度の希薄化が進むことが予想されます。

市街地の人口密度の希薄化は、特に、商業サービスや医療・福祉サービスの維持が困難となり、このような生活に不可欠な都市機能が失われる恐れがあります。

また、少子化により小学校の維持も困難となり、子育て環境の悪化も予想されます。また、小学校をコミュニティの一部としている地域も見られることから、小学校の統廃合への対応も必要となってきます。

そのため、地域の中心となるべき場所において、適切に人口と都市機能の誘導を図り、元気高齢者の定住、子育て環境の向上に資する市街地整備、住宅・住環境整備、中心市街地活性化が必要です。

交通体系

都市計画道路整備の見直し、実現化を進めることが必要

市域全域相互間の移動のしやすさを確保するための道路交通網の充実が求められます。

都市計画決定している都市計画道路は、26 路線（44.23km）であり、そのうち未整備路線は 7 路線（3.22km）となっています。

都市計画道路の整備は、交通渋滞の緩和や歩行者や自動車にとって安全な道路の実現、目的地へのアクセス性の向上等を期待できますが、未整備路線については、市全体の緊急度及び重要度に応じた整備を推進するとともに、整備効果や状況に応じてルートや幅員の再検討を行うことを視野に入れて実現化を進め、より円滑な交通環境を整えることが必要です。

交通体系

地域の主要拠点を結ぶ公共交通ネットワークを維持・強化することが必要

本市の交通手段のほとんどは、自家用車となっていますが、高齢化の進行により、車を運転できない市民も増えてきます。

そのため、既存市街地の拠点での都市機能（買い物、医療、福祉等）を維持・強化しつつ、市民がその都市機能を享受できるようアクセス機能を強化し、車がなくても、路線バスやデマンド型乗合タクシー*、コミュニティバス*等により、拠点に訪れやすいネットワークの構築が必要です。

また、各地域間の移動利便性を高めるために、中心市街地や地域拠点間、地域拠点と地区中心間等の連絡性を強化する必要があります。

更には、安達太良山から日山に至る観光資源を有効に活用した観光交流を促進するうえでも、これらを効果的に連携させる公共交通網の充実が求められます。

都市施設

適切な修繕や長寿命化による、ストック効果*を発現する施設の管理・強靱化が必要

都市施設（公園・緑地、河川、上下水道、道路等のインフラや学校、病院、官公庁施設等）は、人が健康的・文化的に生活するうえで不可欠であり、公共の福祉を増進する施設です。

しかし、都市施設には建設から相当年経過する施設もあり、老朽化の進行から安全性、耐震性に対する問題が浮上しています。

人口減少が進行し、厳しい財政制約がある中、「賢く投資・賢く使う」マネジメント戦略へ転換し、都市施設の適切な修繕や長寿命化、災害に対する強靱な都市施設への更新等により、ストック効果*の高い事業への選択と集中の徹底と、既存施設を知恵と工夫により最大限活用する取り組みが必要となります。

※ストック効果：社会資本の効果の1つで、インフラが社会資本として蓄積され、機能することで継続的に中長期的にわたり得られる、安全・安心の効果、生活の質の向上効果、生産性向上の効果

環境・景観

豊かな自然を守り、自然を活用するエネルギー自立の環境づくりが必要

地球温暖化の進行に歯止めをかけ、都市ぐるみで持続可能な生活環境を構築するための取り組みが求められています。CO₂排出が著しい化石燃料や、原子力に過度に依存する社会システムを見直し、再生可能エネルギーの利用促進、エネルギー利用効率の向上による自律分散型の地域づくりへの転換が求められています。

また、本市は豊かな自然に囲まれ、再生可能エネルギー源として活用できる資源があり、自然環境や地形、気候等から、活用可能なエネルギーを検討し、エネルギーの安定供給と効果的で低コストのエネルギーシステムの構築を図ります。

そのため、公共公益施設をはじめとする主要施設において、太陽光や風力等の新エネルギー利用を積極的に推進するとともに、施設の省エネルギー化やごみの減量とリサイクル等による循環型社会づくりを推進する必要があります。

また、河川等の水質保全のため、下水道や浄化槽等の污水处理施設のさらなる普及率向上が求められます。特に、阿武隈川や市街地を流れる河川については、水質の保全を図るために排水の適正処理や水源地の保全、河川沿いの緑地の保全、生き物や景観に配慮した整備等総合的な取り組みが求められます。

豊かな森林、水、緑地等の自然を守るとともに、再生可能エネルギー活用による低炭素・循環型社会に向け、自然と人間活動が調和するエネルギー自立の環境づくりが必要です。

環境・景観

二本松市を魅力的に見せる景観形成が必要

会津磐梯エリアと阿武隈高原エリアの中間に位置する本市は、藩政時代に代表される深みのある歴史や伝統文化を有するとともに、市域面積の7割以上を占める農地や森林、磐梯朝日国立公園や阿武隈高原中部県

立自然公園等の貴重な自然環境が多く残されています。これらの特徴ある資源を有効に活かしながら相互の連携性を高め、歴史文化と自然豊かな生活文化都市として、また市内外の人々が交流する観光交流都市としての景観形成が求められます。

市街地部においては、霞ヶ城公園や旧奥州街道等の個性的な資源を際立たせる景観形成や環境整備を行いながら、駅前地区や商店街、住宅地等において都市的な生活の場にふさわしい高質な空間整備が求められます。

また、郊外部においては、生活基盤の充実を行いながら、良好な田園の風景や山村集落景観、豊かな山林の保全、温泉を活かした街並み景観形成等が求められます。

さらには、山岳地域の自然環境の保全を行いながら、レクリエーションエリアとしての特徴ある環境整備が求められます。

これまで育まれてきた自然・歴史・文化を最大限活用し、より、住みたい、住み続けたい、訪れたいと思われ、愛着が持てる景観形成が必要です。

安全・安心

安全を守る道路強靱化及び避難経路の確保が必要

本市は、東北自動車道、国道4号等の東日本の大動脈の道路が通っています。これらの道路骨格として、国道349号、459号、主要地方道、県道が通り、市内の道路網が構成され、市民の快適な暮らしや経済活動を支える基盤となっています。

これらの道路は、災害時には、支援活動や緊急物資の輸送路、避難経路にもなることから、市民の生命や財産を守る重要な道路でもあるといえます。

市民生活、産業活動の基盤として、道路の利便性、快適性、安全・安心を確保するとともに、未曾有の災害に備えて道路の機能等を考慮し、道路の強靱化が必要です。

更に、安心して歩いて暮らすことのできる環境を整えるため、歩行者目線（特に、子ども、子育て世代、高齢者）での歩道整備、バリアフリー化も必要となります。

安全・安心

自然災害への備えが必要

東日本大震災により、災害対応の重要性が再認識されました。

そのため、震災の体験を教訓として、市民が安心して暮らせる都市環境の形成を目指し、医療・福祉機能の充実、建築物や構造物の耐震・耐火性能の向上、道路・公園等における防災ネットワーク化、治山治水事業の推進を総合的に進めていく必要があります。

また、水害に備えた河川・水路の整備や、土砂災害対策、火山対策等を引き続き推進することが求められます。

河川はん濫、土砂災害、火山泥流等、災害リスクに対応できるよう、施設の整備や防災活動が必要です。

安全・安心

住民どうしの結びつきを深める地域コミュニティの構築が必要

人口減少、少子高齢化がこれまで以上に進むと、風習・文化の消失、更には、集落の維持が危ぶまれます。また、地域コミュニティも薄れつつあり、世代間の交流がこれまでも増して重要になっています。

そのため、地域住民のつながりを強めていくことが重要になっており、身の回りの人と人との関わり合いを深め、協力し合える地域コミュニティの構築が必要です。

こうした住民どうしの結びつきを深めることにより、日常生活だけでなく、災害時における助け合い（共助）にもつながることが期待でき、安全に安心して生活できるまちとして、魅力を高める必要があります。

第2章 基本構想

1. 都市づくりの理念

二本松本宮都市計画区域マスタープラン、新二本松市総合計画、都市づくりの主要課題を踏まえ、都市づくりの理念を以下に定めます。

活力	安全と安心	調和（共生・協働・結びつき）
本市の福島市や郡山市に近いという恵まれた立地条件に加えて、スケールの大きい自然環境や由緒ある深い歴史文化資源等を活かし、人口減少・少子高齢化に対応できるよう都市機能の強化を図り、生活利便性や活力の向上、地域の発展を図ります。	公共施設やインフラの適切な管理を行うとともに、災害に対して強靱な基盤づくりを進め、誰もがいつまでも元気で暮らせるまちづくりを進めます。	住みよい愛されるまちを築くために、阿武隈川や安達太良山・阿武隈高地の山々等の貴重な自然環境と共生・調和するまちづくりを進めます。さらに、市民と行政が協力して行政施策を推進する協働や、地域住民どうしの絆や結びつきを深めるまちづくりを進めます。

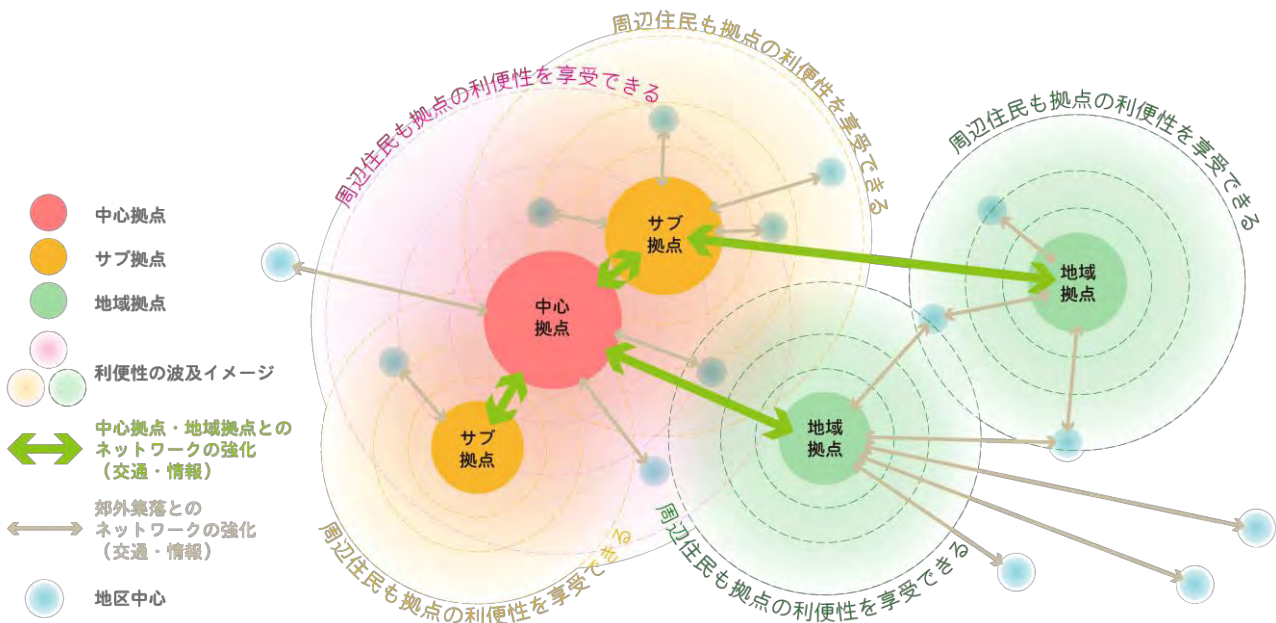
2. 将来都市像

都市づくりの理念や二本松市の都市づくりの主要課題を踏まえて、将来都市像を設定します。

集約・連携型都市構造による 市民の生活を豊かに育む持続可能なまち

人口減少、少子高齢化に対応し、地域特性を活かしながら自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な持続可能なまちづくりを進めます。そのため、人口の高密度化や都市機能強化により各拠点の求心力を高め、各拠点どうしのネットワークを強化し、強靱な都市構造の骨格となる「集約・連携型都市構造」を構築します。さらに、拠点以外の住民にとっても、地域で住み続けられるよう、拠点の利便性や都市機能を享受できるよう連携を図ります。

[集約・連携型都市構造のイメージ]



3. 都市づくりの目標

都市づくりの理念、将来都市像を踏まえて、目指すべき都市づくりの目標を以下のように設定します。

■市民生活の利便性や都市機能が維持できる市街地の形成

都市機能と自然環境とが調和した持続可能な共生社会構築のために、都市機能が地域ごとに集約・維持され相互に連携する「集約・連携型都市構造」へと転換を図っていきます。

そのため、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、すでに基盤整備等が一定程度整い、拠点となるべき既存市街地を中心とした定住人口の誘導と都市機能の充実、土地の高度利用等を図り、都市規模に応じた効率的な市街地形成を目指します。

また、拠点となるべき既存市街地周辺の市民にとっても、利便性や都市機能を楽しむことができる市街地を形成します。

■均衡ある地域間ネットワークの構築

住む地域によって教育、福祉、情報、就労等、生活に必要な機能・施設を維持し、また、市内外との交通、流通、交流等を活性化させるため、都市基盤整備の充実と地域間のネットワーク化（連携）を図ります。

■災害に対応できる強靱な市街地の形成

災害に対して、強く、しなやかに対応できる建物、インフラの整備及び維持管理が行き届いた市街地を形成します。

■個性を感じさせる景観の形成

二本松市らしい景観を形成する安達太良山、阿武隈川等の自然環境、温泉地、市街地郊外に広がる田園風景、街なかの緑、伝統文化等、未来へと受け継ぐべき資産の保全を図り、住む人が誇りに思い、訪れる人を魅了する都市づくりを目指します。

■協働によるまちづくりの具現化

市民意識の啓発や情報提供の充実等により、地域ごとに市民・事業者・行政が目指すべきまちづくりの目標を共有するとともに、その目標に向けて市民・事業者自らがまちづくりの主体となって積極的に参画する都市づくりを目指します。

4. 将来フレーム

(1) 人口・世帯数フレーム

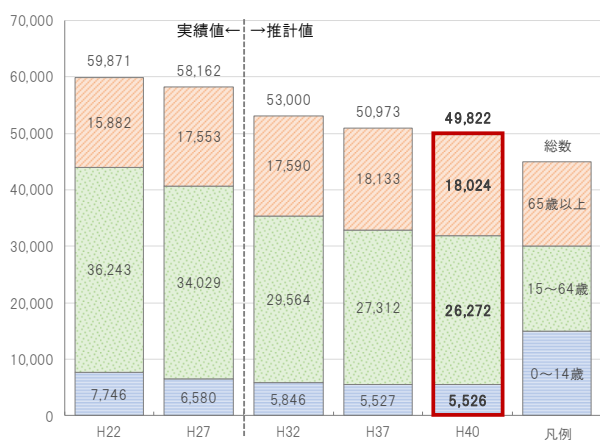
将来人口については、「新二本松市総合計画」において、居住環境整備や子育て支援等による人口定住を推進することにより、平成 32（2020）年の目標値を 53,000 人と設定しています。平成 40（2028）年の人口は、二本松市人口ビジョンの推計を踏まえて算出した 49,822 人と推計されます。

推計結果によると、高齢化が著しく進行し、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は平成 27（2015）年の 30.2%から平成 40 年には 36.2%にまで伸びるものと予想されます。また、全人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合（年少人口比率）は、平成 27（2015）年の 11.3%から平成 40（2028）年には 11.1%に減少すると試算されます。

今後、少子化等に対して様々な対策を講じることにより、総人口及びその年齢構成に変動が生じることも予想されますが、本計画においては中間年次（新二本松市総合計画の計画年次と同じ、平成 32（2020）年）における将来人口を 53,000 人、本計画の目標年次（平成 40（2028）年）における将来人口を 49,822 人とします。

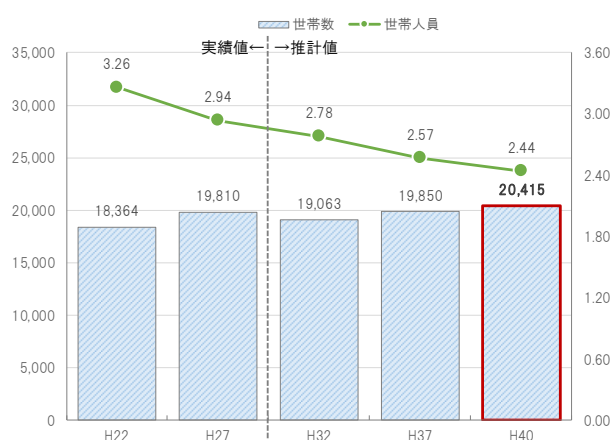
また、世帯数は、核家族化による一世帯当り人員の減少傾向が続くことが見込まれ、中間年次（平成 32（2020）年）における将来世帯数を 19,063 世帯、目標年次（平成 40（2028）年）における将来世帯数を 20,415 世帯とします。

[将来人口]



データ：H27 までは国勢調査。H32 は二本松市人口ビジョン。H40 は二本松人口ビジョンの推計値を用いて独自推計（線形補間）

[将来世帯数]



データ：H27 までは国勢調査。H32 以降は、国勢調査に基づく過去の世帯人員の動きから世帯人員を推計し、世帯人員と二本松市人口ビジョンの人口から世帯数を推計

[参考：地域別将来推計人口]

年度	二本松地域	安達地域	岩代地域	東和地域
平成 32(2020)年	29,923 人	10,761 人	6,461 人	5,855 人
平成 37(2025)年	29,156 人	10,813 人	5,772 人	5,232 人
平成 40(2038)年	28,752 人	10,878 人	5,344 人	4,848 人

注：過去の地域別人口（住民基本台帳）の推移から人口を推計し、人口ビジョンの数値に合わせて補正している

[参考:将来人口推計(二本松市人口ビジョンでの推計)]

将来人口の推計方法は、全国の人口推計を実施する国立社会保障人口問題研究所（以下、「社人研」という）が使用する「コーホート要因法*」としています。

※コーホート要因法について

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいいます。コーホート要因法は、その集団ごとの時間の経過とともに変化する要因（出生・死亡）や人口の純移動（転入・転出）を年次的に追跡し、仮定値を設定して将来人口を推計するものです。

○基準人口

平成 27 年 10 月 1 日時点の福島県推計人口による男女年齢別人口（年齢不詳の人口については5歳階級別人口の構成比に応じて按分）。

○生残率

社人研における「日本の地域別将来推計人口（25年3月推計）」における福島県全体の仮定値を採用。

○出生率

平成 22（2010）年の子ども女性比から出生率を計算し、社人研推計における全国の将来の仮定値と同様に推移させたものを採用。

○出生性比

社人研推計で採用されている福島県の仮定値を採用。

○将来の純移動率

平成 22（2010）年～平成 27（2015）年の純移動率を基本とし、社人研の市町村別将来人口推計に準拠した。

○平成 40（2028）年の将来人口

二本松市人口ビジョンの平成 37（2025）年と平成 42（2030）年の推計結果を用いて、線形補間で求めた。

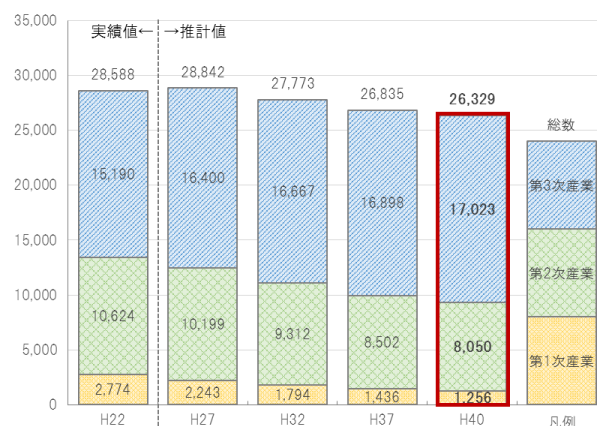
(2) 産業フレーム

第 1 次産業、第 2 次産業では、就業者は減少する見込みですが、第 3 次産業は増加することが予想されます。

特に、第 1 次産業は、平成 22（2010）年の 2,774 人から平成 40（2028）年には 1,256 人となり、約 55%も減少する推計結果となります。

このことから、中間年次（平成 32（2020）年）における将来就業人口を 27,773 人、目標年次（平成 40（2028）年）における将来就業人口を 26,329 人とします。

[将来就業人口]



データ: 国勢調査の就業人口の推移をもとに推計

5. 将来都市構造

(1) 将来都市構造の考え方

将来土地利用や都市構造は、「新二本松市総合計画」に基本的な考え方が示されており、本計画ではこれを踏まえて将来都市構造を定めます。

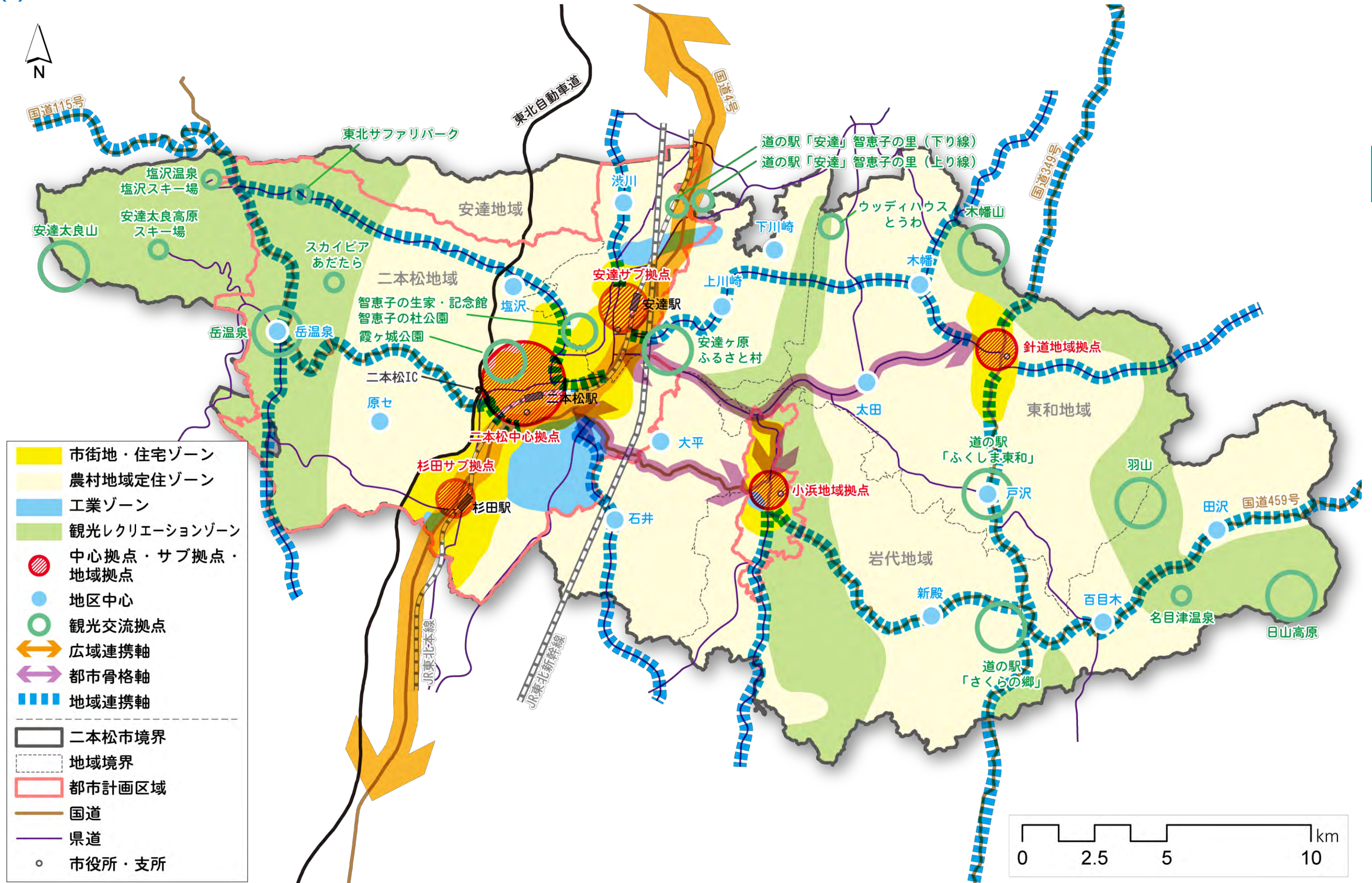
特に市街地における都市機能と田園や山麓地域における自然環境とが調和した賑わいと魅力ある持続可能な共生社会を構築するために、人口や産業、都市機能が地域ごとに集約され相互に連携する“集約・連携型都市構造”への転換を目指します。

このため、二本松市街地周辺は、本市の「中心拠点」、杉田駅周辺と安達駅周辺は、中心拠点を補完する「サブ拠点」、小浜地区や針道地区は、生活機能の集積を促進する「地域拠点」とします。また、地域拠点よりも身近な生活空間としての主要集落を「地区中心」、各地域拠点間を結ぶ都市骨格軸、地区中心間を結ぶ地域連携軸を位置づけます。

[将来都市構造の内容]

	中心拠点	二本松駅及び二本松市役所とその周辺部を「中心拠点」と位置づけ、その求心力をさらに高めていくため、商業・サービス、文化機能等の集積・誘導を促進します。
	サブ拠点	杉田駅・安達駅とその周辺部を、中心拠点を補完する「サブ拠点」として位置づけ、商業・サービス、居住等の誘導を促進します。
	地域拠点	小浜地区及び針道地区について、支所を中心に生活利便性を高め、必要な機能の集積を促進する「地域拠点」として位置づけ、中心拠点を補完する役割を担い、地域の定住人口の安定に努めます。
	地区中心	共通する地域特性を有する地区の中心を「地区中心」と位置づけ、コミュニティを支える環境づくりを行います。
	観光交流拠点	温泉、山、高原、公園、さらには道の駅等の交流施設等について、それぞれの資源を十分に活かした取り組みを進める「観光交流拠点」と位置づけます。また、こうした諸資源をネットワーク化して、地域間交流を促進します。
	広域連携軸	東北の国土軸を担い本市と周辺都市とを結ぶ広域的な移動を支える軸として、広域交通機能の強化を図ります。
	都市骨格軸	中心拠点やサブ拠点、地域拠点を結ぶ主要骨格軸として、交通機能を強化します。
	地域連携軸	各地域内の地区中心間を結ぶ生活主要動線として、交通利便性を強化します。
	市街地・住宅ゾーン	二本松駅周辺地区・杉田駅周辺地区から安達駅周辺に至る一帯を「市街地・住宅ゾーン」とし、住環境整備による良好な住宅環境の創出とともに、身近な商業・サービスの集積を誘導・促進し、賑わいのある市街地の形成に努めます。
	農村地域定住ゾーン	市内各所に広がる農業・農村地区を「農村地域定住ゾーン」と位置づけ、農業振興地域においては、優良農地の保全と有効利用に努める一方、集落地域においては、農村定住地区として良好な居住環境の形成を図ります。
	工業ゾーン	既成工業地区や新産業形成適地地区を「工業ゾーン」と位置づけ、工業・流通団地用地としての基盤整備の充実を図ります。
	観光レクリエーションゾーン	安達太良山麓地区一帯や阿武隈高地地区一帯を「観光レクリエーションゾーン」と位置づけ、自然環境を活かした観光地づくりを推進するとともに、畜産や林業基盤の整備にも努めます。また、森林の計画的な保全を図ります。

(2) 将来都市構造図



第3章 整備構想

整備構想は、「土地利用」「交通体系整備」「都市施設整備」「景観・環境形成」「安全・安心のまちづくり」の5つの分野ごとに基本方針を定めます。

1. 土地利用の基本方針

(1) 基本方針

① 住宅地

無秩序な住宅市街地の拡大を抑制し、各拠点を中心とした市街地の形成を図ります。また、既存住宅地における土地利用の混在の解消、密集住宅市街地の改善、未利用宅地の活用や空家の利活用等、快適で住みやすい住宅市街地としての質的向上を図ります。

また、住居系用途地域内の低未利用地においては、民間の秩序ある住宅地開発を誘導し、計画的で良好な住宅地の形成を図ります。

一方、中心拠点や地域拠点においては、高齢者等が歩いて暮らせる便利な居住機能を備えるよう、高齢者に対応した共同住宅等の整備を支援していきます。さらに、中心拠点・サブ拠点・地域拠点、地区中心では、移住者の受け入れや子どもを産み・育てやすい環境づくりによる定住人口の確保、地域コミュニティの維持に向けて支援していきます。

農業集落地域においては、無秩序な開発を抑制しながら、農地・山林の保全等周辺環境と調和したゆとりある住環境づくりを進めます。

② 商業地

中心拠点の商業地においては、老朽化した商業・サービス機能の更新を進めながら、文化機能、医療・福祉機能、居住機能等の多様な都市機能を集積させ、歩いて暮らせる利便性が高い商業市街地の再編を進めます。

また、安達駅周辺においては、周辺での住宅地開発の進行に伴って商業施設の需要が高まっていることから、秩序ある商業市街地の形成を進めます。

一方、国道4号沿道等商業機能等の立地が進む市街地においては、車両交通の発生集中により周辺の住環境を阻害することのないよう、一定規模以上の集客施設の立地を抑制し、秩序ある土地利用を誘導します。

杉田サブ拠点においては、中心拠点を補完する機能として、地域の生活ニーズに対応する商業・福祉・医療施設等の集積・誘導を図ります。

小浜、針道の地域拠点においては、地域住民の日常生活を支える商業サービス機能の誘導や医療・福祉機能の維持を図ります。

また、地区中心となるその他の主要集落においては、日々の生活に必要な食料品等の最寄り品が身近に買える程度の商業立地を誘導します。

③ 工業地

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」に基づき、「企業立地重点促進区域」に指定されている市域を中心として、工業施設の集積を図ります。

なお、今後の工業団地整備については、比較的コンパクトな規模で交通利便性が高い区域に計画することとし、周辺環境との調和を図りながら開発します。

また、新たな雇用創出と若者の定住化を促進するため、「二本松市工場等立地奨励金」「二本松市雇用促進奨励金」及び国・県の支援制度を活用しながら、新たな企業の立地を促進します。

用途地域内に点在する既存工場用地については、周辺市街地への影響を及ぼすことのないよう、公害の発生を監視するとともに、土地利用の混在の解消に向けて工業用地への移転・集積を誘導します。

④ 農地

市内に広範囲にわたり広がる農地は、食料生産や環境保全、防災等多様な機能を有しており、都市機能を有する都市地域と相互に補完しあいながら恩恵を享受し合う共生関係を維持していくことが望まれます。

そのため、農業基盤の整備を進めながら宅地開発を極力抑制して農地の保全を図ります。特に、遊休農地*については、食料需給率の向上や荒廃による周辺環境の悪化防止のため、農地の保全とともに耕作放棄地の再生利用の取り組みを計画的に実施します。

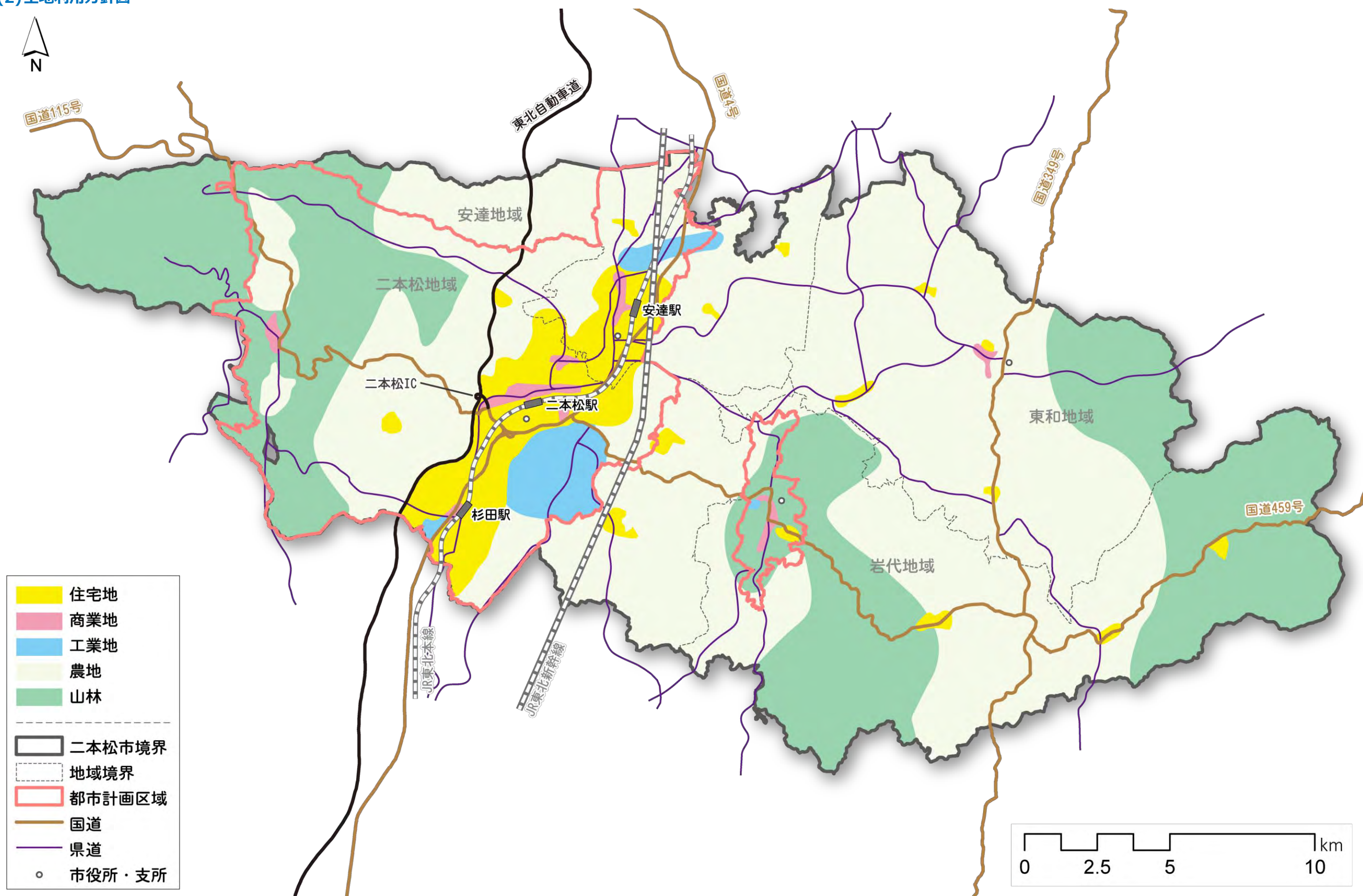
また、用途地域周辺に点在している優良農地については、農業生産のほか身近な自然環境の場として位置づけ、無秩序な農地転用を防止します。

⑤ 山林

磐梯朝日国立公園や阿武隈高原中部県立自然公園地域は、特に優れた自然環境を有しているため、他法令との連携により、観光資源として活用しながら自然環境の保全を図ります。

一方、市東西に広がる山林は、林業等の産業との共存を図りながら、適切な維持管理による自然環境の保全を図ります。また、生態系等に配慮しながら、身近に自然と親しめる空間として整備を行います。

(2) 土地利用方針図



2. 交通体系整備の基本方針

(1) 基本方針

① 国道・主要幹線道路等

東日本大震災の教訓を活かし、市民生活、産業活動の基盤として、道路の利便性、快適性、安全・安心を確保するとともに、未曾有の災害に備えて道路の機能等を考慮し、代替機能の確保等により、道路の強靱化を促進します。

国道 459 号は、県内他市町村を結びかつ市内地域拠点間を結ぶ骨格的な路線であることから、車両のスムーズな通行が可能となるよう狭隘区間の早期解消を関係機関に働きかけ、整備を促進します。

主要地方道等の周辺市町村を結ぶ道路については、狭隘区間の解消を関係機関に働きかけ、整備を促進します。

また、未整備となっている都市計画道路については、まちづくりの観点や道路機能の観点、合併に伴う道路網の観点からその必要性を検討して廃止を含めた見直しを行い、要整備と評価される区間については計画的・段階的な整備を推進するとともに、道路整備と一体的な沿道市街地づくりを進めます。

[都市計画道路の決定状況]

地域名	種別	路線番号	名称	延長 (m)	幅員 (m)	整備済み (m)	整備率 (%)
二本松 地域	幹線街路	3.3.1	国道 4 号線	7,250	25	7,250	100.0
		3.4.101	向原上竹線	2,140	16	2,140	100.0
		3.4.102	松岡羽石線	950	16	950	100.0
		3.5.103	杉田榎戸線	5,100	11	2,600	51.0
		3.5.104	若宮野辺線	2,600	12	2,600	100.0
		3.5.106	本町若宮線	1,320	12	1,190	90.2
		3.5.107	亀谷白合内線	1,720	12	930	54.1
		3.4.108	榎戸高田線	1,400	12	300	21.4
		3.5.109	岳温泉線	1,140	9	300	26.3
		3.4.110	羽石大壇線	910	18	590	64.8
		3.4.111	作田郭内線	1,560	18	-	-
		3.5.112	作田冠木線	650	13	-	-
	区画街路	7.7.1	六角川通り線	640	5	640	100.0
		7.7.2	松岡貴船北線	580	5	580	100.0
7.7.3		松岡貴船南線	650	5	650	100.0	
特殊街路	8.7.1	郭内榎戸線	2,830	6	2,830	100.0	
安達 地域	幹線街路	3.3.1	国道 4 号線	5,250	25	5,250	100.0
		3.5.104	若宮野辺線	1,000	12	1,000	100.0
		3.4.201	北向油井線	2,270	16	0	0.0
		3.4.202	安達駅福岡線	380	16	-	-
岩代 地域	幹線街路	1.小.1	新町線	930	8	170	18.3
		1.小.2	中央線	530	10	430	81.1
		2.小.1	藤町北紺屋町線	180	5	0	0.0
		2.小.2	新町古明神線	1,550	10	320	20.6
		2.小.3	川西線	500	6	-	-
		2.小.4	鳥居町紺屋町線	200	6	130	65.0
合計				44,230	-	30,850	69.7

② その他の道路

市道等の生活道路は、関連事業との調整を図りながら、幹線道路と有機的に連絡するよう配慮し、地域の防災性能や生活環境の快適性を向上させるよう、整備を推進します。

また、歩車道の分離や街路樹植栽等に合わせた歩道やコミュニティ道路[※]の整備、適正な交通規制、障害物の除去等を体系的に行い、歩行者や自転車が安全・快適に通行ができるようなネットワークの形成を図ります。

③ 公共交通

鉄道やバス等の公共交通については、市民が利用しやすく、地域間で均一的な公共交通サービスを楽しむことができるよう、中心拠点や地域拠点を中心としたネットワークを構築します。

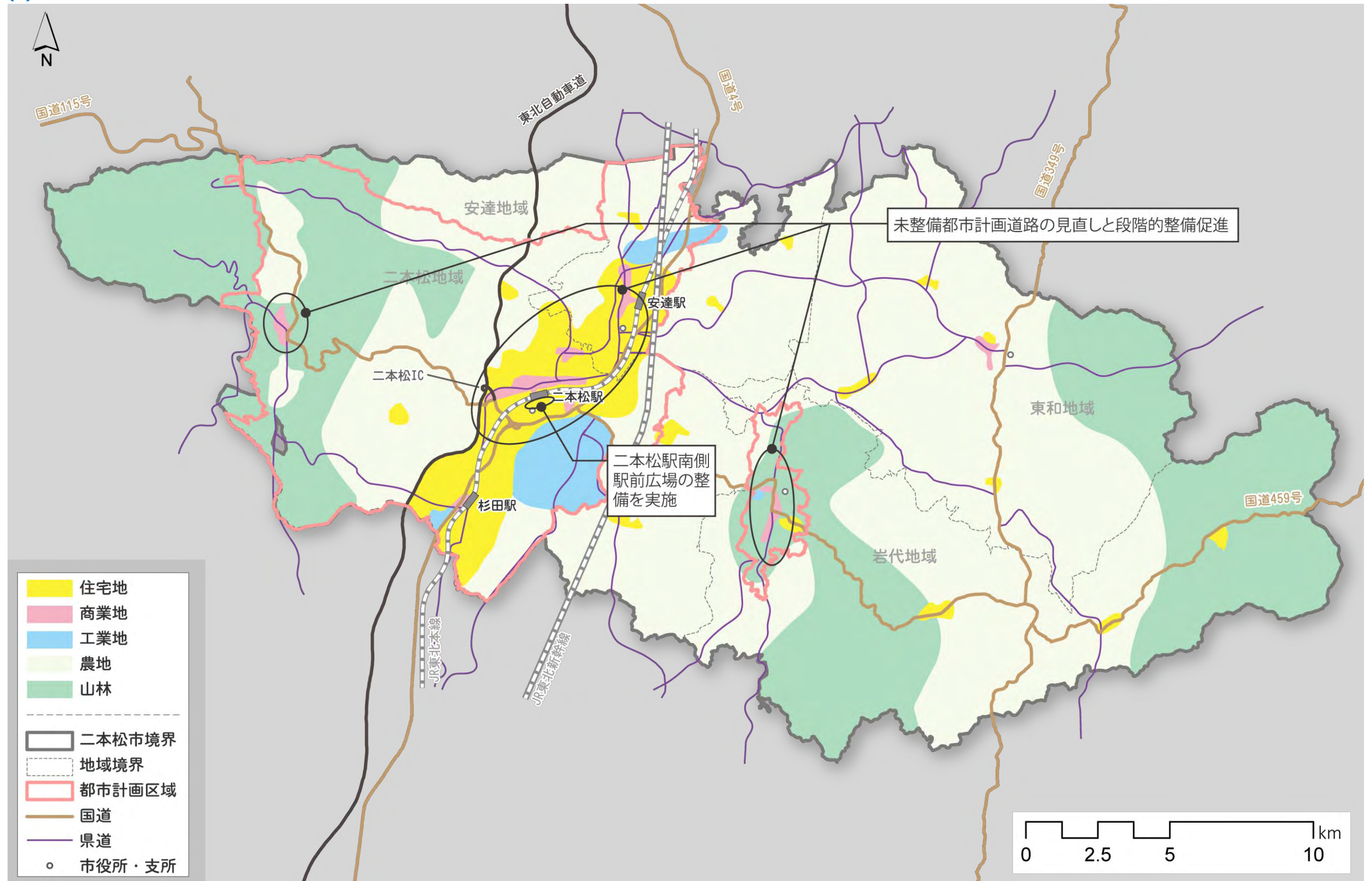
具体的には、広域、及び地域内の移動を円滑にできるよう、鉄道とバスの乗り継ぎ機能の強化や、広域・地域間ネットワークを担う乗合バスルートの再編のほか、地域内ネットワークを担うデマンド型乗合タクシーやコミュニティバス、福祉タクシー等を活用しながら、高齢者や児童・生徒等の移動手段を持たない交通弱者の生活交通を確保し、交通不便地域の解消に努めます。

④ 駐車場・駐輪場

二本松駅、杉田駅、安達駅において、車利用者のための十分な駐車スペース、自転車利用のための駐輪場の確保を図ります。

また、主要な観光地においては、観光客が分かりやすい案内板の整備や駐車場の確保等により、アクセス向上に努めます。

(2) 交通体系整備方針図



3. 都市施設整備の基本方針

(1) 基本方針

① 公園緑地整備

ア. 骨格となる緑

奥羽山脈や阿武隈山地等の山々や阿武隈川流域等の、本市を形づくる骨格となっている緑については、都市緑地法に基づく、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、適切な保全を図ります。特に、豊かな自然環境を形成している磐梯朝日国立公園や霞ヶ城県立自然公園、阿武隈高原中部県立自然公園等の緑については、重点的な保全を図りながら、市民の自然レクリエーションの場として適切な利活用を推進します。

イ. 都市公園

人口減少や少子高齢化の進行に伴う社会的・地域的ニーズや観光インバウンドを背景として、子育て支援や観光振興に対応できるグリーンインフラ*としての役割を担う都市公園の機能の向上・充実を図ります。そのため、市内の都市公園の利用状況や周辺環境に応じた都市公園の「機能」及び「立地」の再編（隣接施設との一体的利用等）、適切な維持管理、公園施設の老朽化への対応を行い、市民の豊かな生活や子育て環境の充実、市民の健康寿命の延伸等を促進します。

本市の歴史・文化を象徴する霞ヶ城公園については、多くの観光客が訪れる国史跡のある公園であるため、四季を通じて楽しめるような施設整備を推進します。

さらに、開発行為等に伴う新たな公園の整備に際しては、利用者の範囲や規模等を考慮しながら適正な公園配置に努めます。

一方、公園の清掃等の施設管理については、地域住民の協力を得ながら、市民との協働による維持管理体制の構築を図ります。

ウ. 緑地

二本松市街地の背景となる観音丘陵の緑は、まちの潤いを感じさせる貴重な緑であるため、景観保全を図っていきます。

また、生態系や美しい田園景観を保全する観点から、市街地周辺に見られる鎮守の森や農地、屋敷林等の保全を図ります。

一方、阿武隈川等の河川緑地の保全を図るとともに、六角川や鯉川等の街なかを流れる河川については、極力親水空間の整備を進めるとともに河川沿いの緑化を進め、身近な自然環境としての空間づくりを進めます。

エ. 緑化

市街地においては、地区計画や緑地協定等による宅地内の緑化を図り、潤いのある環境を形成します。また、工業団地や公共公益施設等においては、周辺環境に調和した緑化を誘導します。

一方、都市計画道路の整備に際して街路樹植栽を充実するとともに、その他の道路においても沿道住民や事業所の協力を得ながら、花壇の設置等による緑化を進めます。

さらに、観光施設周辺において緑の保全や緑化を進め、彩りと潤いのある環境を形成します。

② 河川整備

阿武隈川について、河川沿いで整備されている川面河畔公園・稚児舞台公園・島山公園の充実に努め、河畔林を保全しながらレクリエーションスペースとしての水辺空間の活用を推進します。また、六角川や鯉川をはじめとする市街地を流れる河川については、極力周辺住民が憩えるような親水空間の整備を進めます。

さらに、地域住民の身近な河川については、自然空間として小川遊びができる環境づくりに努めるとともに、災害防止のための整備を検討します。

また、各地に点在する沢・湧水について、周辺環境を含めて一体的な自然環境の保全を行います。

なお、都市化の進展により開発される土地については、雨水の地下浸透や一時貯留の推進により、開発に伴う流出抑制や地下水の涵養*に努めます。

③ 供給処理施設整備

ア. 上水道

安定的な上水の供給を確保するために、水源となる山林の保全を図りながら、関連施設・設備の適切な維持・管理に努めます。また、一部の未給水地域の早期解消に取り組むとともに、水源、水質の監視強化を図り、安全な上水供給に努めます。

さらに、水道施設の老朽化への対応（長寿命化）や地震等の災害に強く安定供給できる水道施設の強靱化を図ります。

イ. 下水道

公共下水道については、概成をむかえていますが、平成 28 年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の改築・更新を適切に進めます。

また、供用を開始した区域内の下水道への接続を促進し、下水道の接続率の向上を図ります。

さらに、都市計画区域のうちの事業未認可区域においては、地域の土地利用や開発動向に鑑みながら、適切な事業化を推進します。一方、都市計画区域外においては、各家庭等における合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、生活排水路の整備を推進します。

市内全域にわたって水洗化を促進するために、水環境保全の意識啓発や合併処理浄化槽への助成制度の充実に努め、汚水処理施設の利用率の向上に努めます。

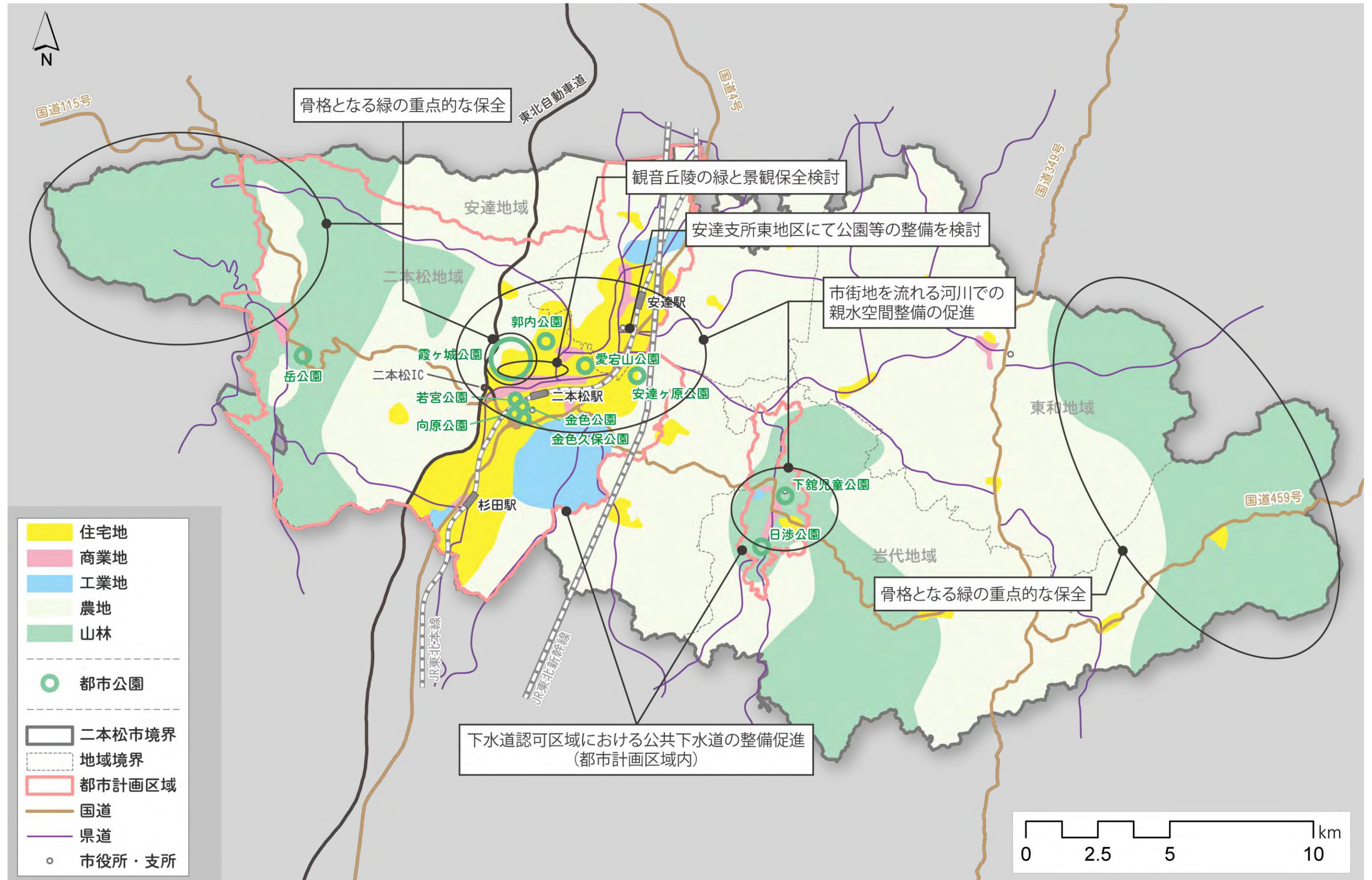
環境に配慮しつつも、災害に強く、災害時においても利用可能な下水道施設の整備、強靱化を図ります。

ウ. その他の施設

ごみの減量化やリサイクル運動等を推進しながら、ごみのリサイクルシステムを確立するために、広域的な連携のもと関連施設の整備を推進します。

また、生活排水汚泥や家畜糞尿、生ごみ等の未利用資源の再資源化に向けた体系的な施設整備を推進します。

(2) 都市施設整備方針図



4. 景観・環境形成の基本方針

(1) 基本方針

① 景観

ア. 自然景観

豊かな自然環境を象徴する山地において、無秩序な開発による景観破壊を防止するとともに、山林の適切な管理や野立て広告物等の規制、粗大ゴミ等の不法投棄の防止等により、良好な景観保全を図ります。

また、人と自然が調和しながら維持されてきた里山周辺において、人の手が加わり保たれてきた美しい樹林地や農地等の保全を図るとともに、周辺環境に調和する建築物のデザイン誘導等を進め、のどかな田園風景の維持・保全を図ります。

さらに、河川空間においては、生物の生息に配慮した工法等による河川改修や親水空間整備を進め、身近な自然環境を感じさせる景観形成に努めます。

イ. 文化的景観

城下町としてのたたずまいや様々な伝統行事等、本市独自の文化や歴史的風情を感じさせるような要素を取り入れた景観整備を推進します。

また、霞ヶ城公園や岳温泉等の主要観光地において、地域の環境に調和する案内板、標識等サイン類や街並みの整備に取り組みます。

さらに、智恵子抄の中で謳われている「ほんとの空」を感じられる安達太良山と青い空を望めるよう、建築物の高さに配慮します。

ウ. 都市景観

中心市街地において、電線の地中化や屋外広告物の適正設置、看板や色彩の統一、サインのデザイン・緑化、城下町や旧奥州街道等の歴史を取り入れた都市景観の整備等により、風格とにぎわいを感じさせる街並みの形成を誘導します。

また、住宅地において、地区計画や建築協定・緑化協定等を積極的に活用し、建物形態や色彩の統一及び生垣づくり等による、住民主体によるまとまりある景観づくりを推進します。

さらに、工業団地において、緩衝緑地帯の確保や修景木の植栽等、周辺環境と調和した景観形成を誘導します。

一方、幹線道路等において、適正な沿道土地利用や建築物のデザイン、看板類の誘導等により、良好な道路景観の形成を図ります。

また、竹田根崎地区や岳温泉地区では、地域の魅力ある景観づくりのための協定が住民の主体的な取り組みにより結ばれており、今後、こうした取り組みを一層広げていくために積極的な支援を行います。

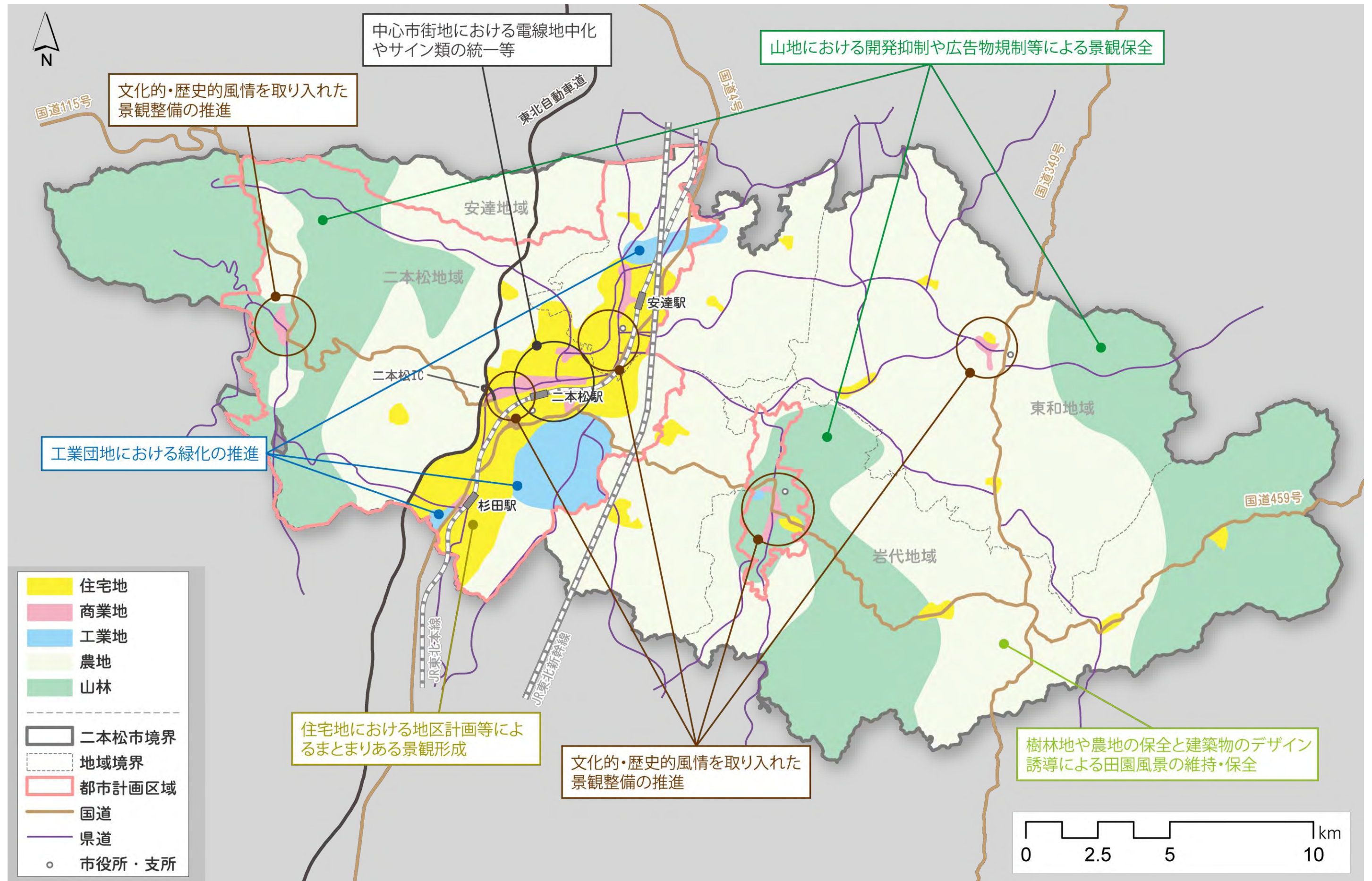
② 環境

環境への負荷の軽減を図るため、多くの市民が利用する市役所や学校等の公共公益施設において、省エネルギー化と太陽光発電、バイオマス資源*の活用、小水力発電等の新エネルギーの積極的な導入を図ります。

また、市民の省エネルギーへの取り組みを促すよう、啓発を推進するとともに、関連制度の充実を図っていきます。

地球温暖化を抑制するために、CO₂の排出量の少ない車両の積極的な導入に努めるとともに、市民や事業者にもその利用を働きかけます。また、路線バスの低公害化を推進するため関係機関に働きかけます。

(2) 景観・環境形成方針図



5. 安全・安心のまちづくりの基本方針

(1) 医療・福祉施設

市民の日常生活を支える医療・福祉サービスについて、地域間の不均衡が生じないように、中核的な病院と診療所の適切な配置を図り、相互の密接な連携のもと地域密着型のサービス事業を進めるため、関係機関に働きかけます。

(2) 人にやさしいまちづくり

新たな道路整備に際しては、歩道の段差解消等のユニバーサルデザイン*による整備を基本とします。また、既存道路で問題のあるところは、壁面後退による歩道幅員の確保や歩道部分の切り下げ、段差を解消する等バリアフリー化を進めます。

また、公共公益施設や一定の民間集客施設においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき、手すりの設置や段差の解消、障がい者用駐車場所の確保、障がい者トイレの設置等を促進します。

さらに、今後、高齢化がますます進展する見通しの中で、安全で快適な生活を支えるための土地利用や施設整備を推進します。

(3) 地域防災

山地や丘陵地等において、土砂災害防止のための山林の保全や土砂災害防止対策を促進するとともに、河川改修を促進して水害防止に努めます。また、安達太良山火山災害について注意を向け、対策を検討します。

また、市街地において、建物等の耐震・耐火性の向上を図るとともに、避難路や避難場所の体系的な整備を進め、安全な市街地環境の形成に努めます。

さらに、災害危険箇所等のハザードマップの更新・周知等により、市民の防災意識の高揚を図ります。

(4) 居住環境

市営住宅の建替え等に際して、居住水準の向上に資する住戸を整備するとともに、高齢者向け住戸において緊急時通報システムの導入等を図り、安心して暮らせる居住環境の提供に努めます。

地域の公園等において、子どもが安心して遊べるよう、内部を外部から見通すことができるよう、植栽を適切に配置します。

道路において、夜間でも安心して通行できるよう、街路灯の設置を充実します。

また、IT を活用した行政サービスの向上や、地域情報の受発信、市民の情報交流を支援します。

(5) 住民どうしの結びつきを深めるコミュニティづくり

人口減少や少子高齢化に伴う、地域コミュニティの希薄化を防ぐため、身の回りの人との心が通い合う結びつきを深め、どんな人とも協力し合える地域コミュニティの構築を進めます。

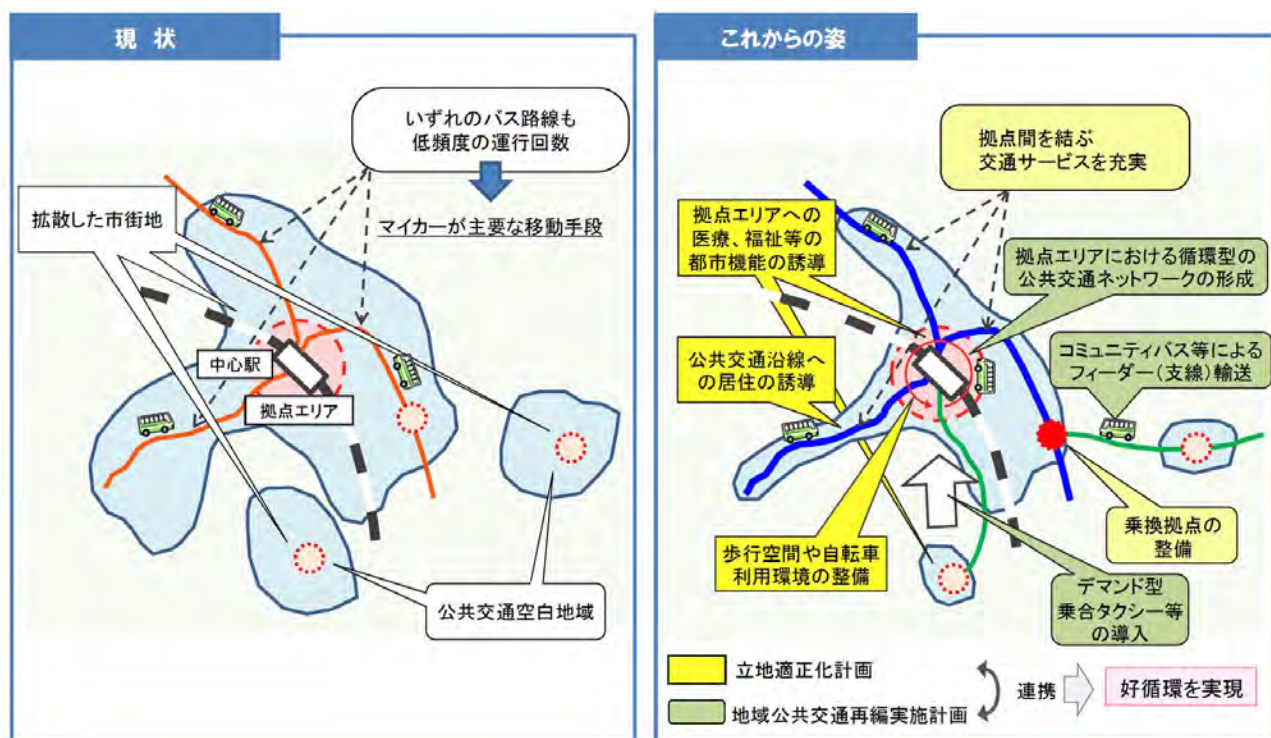
第4章 立地適正化基本方針

1. 立地適正化計画とは

都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる等、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要です。

このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

[コンパクトシティ・プラス・ネットワークの概念]



出典：改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

2. 基本方針

人口減少、少子高齢化の進行を見据え、商業サービス、医療・福祉サービス、子育て支援サービス等、市民生活に欠かせない都市機能の維持・充実を図り、持続可能な市となるよう、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定します。

立地適正化計画に基づき、本市の重要な拠点である「中心拠点・地域拠点」において、都市機能誘導区域、居住誘導区域の指定を検討し、国等の支援策を活用しながら、開発や施設を計画的に誘導します。

なお、立地適正化計画区域以外（都市計画区域外）であっても、市民生活の維持を図るための施策（小さな拠点形成等）の検討を行います。

【コラム】コンパクトシティの考え方

人口減少と少子高齢化、商業や住宅等の郊外化が進むと、二本松市が成り立たなくなってしまうおそれがあります。

人口減少・少子高齢化が進むと…

病院や商業サービス、公共交通、公共施設、保育園、学校等の利用者が減ることから、これらの施設の運営が難しくなり、撤退してしまうおそれがあります。こうなると、本市から人が流出してしまうことにつながってしまいます。

商業や住宅等の郊外化が進むと…

郊外にばかり商業店舗が立地したり、住宅が建ったりすると、道路や上下水道の整備や公共交通整備等の負担が増え、本市の財政を圧迫してしまいます。

また、買い物や病院に行くにも、あちらこちらへと移動する必要があり、移動距離も長くなることから、車を持っていない方には、とても不便なまちとなってしまいます。

利便性が高く住みやすいまちをつくるため、『コンパクトシティ』という考え方が大事です。

『コンパクトシティ』形成により、以下のことが期待できます。

まちの中心となる市街地（拠点）に、医療・福祉施設、商業施設等を誘導することで、都市機能を強化できる。これにより、周辺地域でも住みやすいまちにつながる。

街なかでは歩いて暮らせ、少し離れた場所でも、公共交通機関により、移動しやすいまちになる。子育て世代や高齢者が、安心できる快適な生活環境がつけられる。



市の財政負担の軽減につながる。

無秩序な開発の抑制により緑地や農地の保全につながる。

自動車に過度な依存がなくなり、環境負荷の低いまちがつけられる。

■計画のポイント

本市が考えるコンパクトシティでは、都市計画区域内に位置する中心拠点・サブ拠点・地域拠点に医療や商業サービス、住宅等を緩やかに誘導し、拠点での『密度』を高めることで、都市機能を維持し、利便性を高めます。

各地域でのコミュニティ（ご近所付き合い）や歴史・文化・風習の維持も大切であり、郊外においても住み続けられることにも配慮して立地適正化計画を策定します。

第5章 地域別構想

本市は平成 17 年 12 月 1 日、二本松市、安達町、岩代町、東和町の 1 市 3 町の合併により誕生しました。合併後においても、これら旧市町単位に行われてきたまちづくりの歴史的背景を基本として市役所の支所を置き、各種行政サービスの基本単位とすることとしており、住民間の伝統的コミュニティも形成されていることから、本計画においては、この旧市町単位を地域別構想の単位とします。

【地域別構想の地域面積】

二本松市：344.42 km²

- 二本松地域（旧二本松市：129.63 km²）
- 安達地域（旧安達町：44.32 km²）
- 岩代地域（旧岩代町：98.30 km²）
- 東和地域（旧東和町：72.17 km²）

注：各地域の面積は、全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)による、旧市町の面積(平成 17(2005)年 10 月 1 日時点)を踏まえて、市全域の面積 344.42km²(平成 28(2016)年 10 月 1 日時点)に合わせて按分した面積。

[地域別構想の地区区分]



1. 二本松地域

(1) 地域の現況と課題

- ❖ 市内で最も人口が多く、人口減少は他の地域より緩やかですが、自然減・社会減ともに進行し、DID（人口集中地区）においても人口密度が減少傾向となっています。また、商業機能をはじめとして、行政・文化・福祉機能等が集積し、市民生活の中心地として機能していますが、近年、商店街の衰退や製造業の減少が進行し、都市の活力低下が懸念されます。このため、市の顔となる、二本松駅周辺等中心市街地整備の推進により、商業・文化・住宅等の多機能が連携した利便性の高い市街地を形成し、人口の回復と商業等賑わいの再生が求められます。
- ❖ その他の市街地において、古くからの住宅密集地で防災上の課題となる狭隘の道路や下水道の未整備地区等があり、これら生活基盤の充実による生活環境の改善が課題となっています。
- ❖ 都市計画道路には、計画決定後長期にわたり未整備となっている区間があり、現状に合った道路網の見直しが必要となっています。
- ❖ 市街地周辺の田園や里山の一角は、人と自然が共存してきた地域ですが、近年、遊休農地の増加や農地の宅地化等により豊かな農村環境が損なわれつつあります。また、一部には道路や集落排水等の生活基盤の整備が遅れている集落もあります。このため、農地の保全等の適切な土地利用コントロールを行いながら生活基盤の充実を図り、生活環境と生産環境の調和の取れた地域づくりを進めることが求められます。
- ❖ 安達太良山周辺のうち、磐梯朝日国立公園に指定されている区域は、豊かな自然環境が保全され、レクリエーション利用もなされています。また、岳温泉は、本市を代表する観光地のひとつとして多くの観光客の入り込みがあります。これらの地域では、自然環境の保全を図りながらこれと調和した土地利用の誘導と魅力ある景観形成が求められます。
- ❖ 本地域には、霞ヶ城や岳温泉、安達ヶ原ふるさと村、旧奥州街道等、特色ある地域資源が数多くあります。これらの資源をまちづくりに活かすために、周辺環境の整備や景観形成、案内サイン類の充実を図る必要があります。特に、郭内三丁目地内では、二本松城跡前整備の構想があり、本市への交流人口（観光客の入り込み）の増加、良好な景観づくりに向けた整備が求められます。また、安達ヶ原ふるさと村においてリニューアル整備が予定されており、こちらにおいても、交流人口（観光客の入り込み）の増加や子育て世代の憩いの拠点としての整備が求められます。
- ❖ 二本松駅南地区整備事業において、駅前広場及び駅南地区につながるアクセス道路の整備を予定しています。
- ❖ 不特定多数の人々が利用する公共公益施設において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備が求められます。
- ❖ 杉田駅周辺整備事業を推進します。
- ❖ 杉田川南側の長命地区にて、長命工業団地の整備計画があります。整備にあたっては、周辺の農地や自然環境を保全しながら検討を行います。
- ❖ アンケートによると、重点的に実施すべき項目として、以下の内容が挙げられています。

利便性

- ・病院等の医療福祉施設の充実
- ・買い物の利便さ
- ・鉄道（駅）の利用しやすさ

都市基盤

- ・身近な道路の整備

安全性

- ・身近な道路の安全性
- ・まちの防犯対策
- ・自然災害に対する防災対策
- ・公共施設の安全性・バリアフリー

(2) 地域づくりのテーマ

本地域の現況と課題を踏まえて、地域づくりのテーマを以下のように設定します。

安達太良山の自然と城下の歴史文化に彩られる 活力のある生活・交流の地域づくり

安達太良山の豊かな自然のもと風格のある歴史と伝統文化を育んできた誇りを受け継ぎながら、都市機能の集積と広域的なレクリエーション機能を備えることにより、快適な都市生活と活発な観光交流が行われる地域を目指します。

(3) 地域づくりの基本方針

地域の現況と課題を踏まえて、地域づくりの基本方針を以下のように設定します。

① 中心市街地再生に向けた土地利用誘導と都市施設整備を推進します。

本市の経済・産業・生活を牽引する拠点として、歩いて暮らせる利便性の高い中心市街地を形成し、人口回復と商業等の賑わいを再生するために、商業・サービス・文化・福祉・居住等の機能集積と適正配置、そのための適切な都市基盤施設の整備を推進します。

② 住宅市街地において安全で快適な居住環境の形成を図ります。

戸建住宅が中心の住宅市街地において、安全で快適な居住環境を形成するために、建物用途の混在防止や道路・公園等の生活基盤の整備を推進します。

③ 二本松の顔となる魅力ある地域づくりを進めます。

二本松駅周辺をはじめとする中心市街地のほか、霞ヶ城公園周辺や岳温泉周辺等において、まちの歴史と文化を感じさせる魅力ある景観形成を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備を推進します。

(4) 土地利用の方針

- ❖ 中心拠点に位置する中心市街地において、商業・サービス・医療・文化・福祉・居住等の複合機能の集積を誘導するとともに、土地の高度利用を推進し、市全域を牽引する利便性の高い市街地を形成します。
- ❖ その他の住宅市街地においては、戸建住宅を中心とする良好な住宅地の形成に向けて、必要に応じて用途地域の見直しを行いながら、工業施設や一定規模以上の商業施設の立地を抑制します。
- ❖ 地域南部の阿武隈川周辺において、工業施設の立地を誘導します。
- ❖ サブ拠点となる杉田駅周辺において、中心市街地を補完する機能として、地域の生活ニーズに対応する商業・福祉・医療施設等の集積・誘導を図ります。また、杉田川南部（長命地区）において、工業施設の立地を誘導します。
- ❖ 塩沢、岳温泉、原セ、石井、大平を地区拠点として位置づけ、日用品の買い物ができる程度の商業機能の立地を誘導します。
- ❖ その他の郊外地域において、農地や里山の保全を図りながら、土地利用動向や開発動向に応じて、地区計画の導入や都市計画区域の見直しを検討します。
- ❖ 安達太良山一帯においては、豊かな森林環境の保全を図りながら、岳温泉をはじめとするレクリエーションエリアでの、周辺環境に調和した開発を誘導します。

(5) 道路・交通体系整備の方針

- ❖ 都市計画道路のうち長期未着手道路について、周辺の土地利用動向を勘案しながら、必要に応じて幅員の見直しや廃止を検討します。
- ❖ 立地適正化計画と連携し、中心拠点・地域拠点とのネットワークを強化します。
- ❖ 二本松駅南地区整備事業にて、駅前広場とアクセス道路の整備を進めます。
- ❖ 緊急車両の進入が妨げられるような狭隘道路*の解消に努めるとともに、歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- ❖ 地域の生活を支える市道の未整備区間の整備を推進します。
- ❖ 地域住民の移動しやすさを確保するために、中心市街地と地区中心とを結ぶ路線バスの運行による路線網の再編や、福祉タクシー（巡回福祉車両ようたすカー）を運行するとともに、中心市街地内において鉄道駅や商店街、霞ヶ城公園等を連絡する回遊バスの運行を検討します。

(6) 公園・緑地整備の方針

- ❖ 二本松城跡前の整備と安達ヶ原ふるさと村の整備を進めます。
- ❖ 市街地において、公園・緑地や街路樹、公共施設等公共空間の緑化を充実し、緑のネットワーク化を推進します。
- ❖ 市街地の背景となる観音丘陵の緑を保全するために、景観保全を図ります。
- ❖ 地域住民の参加による既存公園・緑地の維持・管理手法について検討します。
- ❖ 一体的に開発された住宅団地等において、緑地協定等による民有地緑化を誘導します。

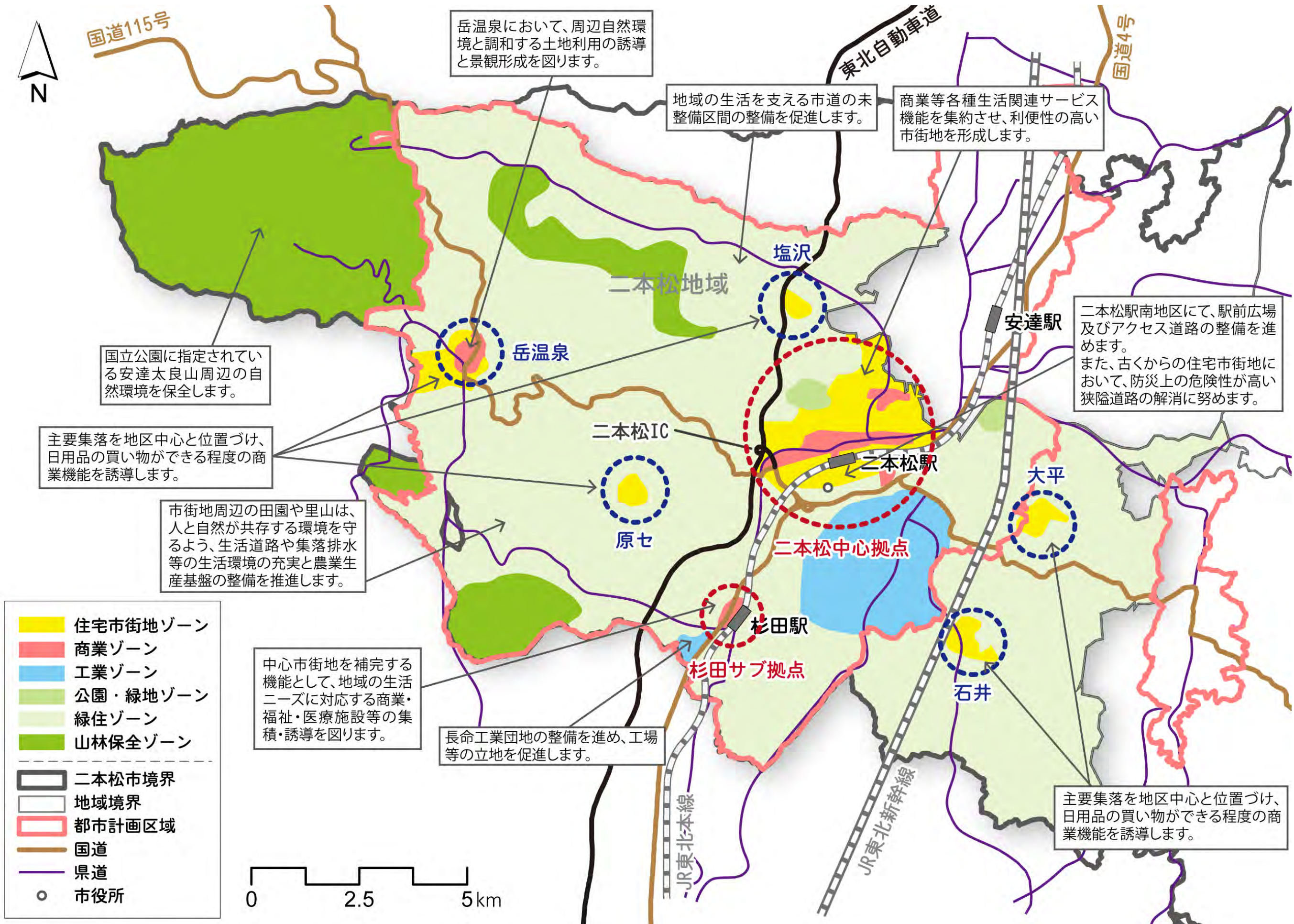
(7) 景観形成の方針

- ❖ 市の顔となる二本松駅周辺や旧奥州街道沿道地区において、まちの歴史と文化を感じさせるよう、電線類の地中化や屋外広告物の適正配置、歴史を感じさせる建物デザインの誘導により、統一感ある街並みを形成します。
- ❖ 本市を代表する景観資源である霞ヶ城公園周辺や観音丘陵周辺、安達太良山の主要な視点となる場所においては、これらの景観を阻害しないよう、大規模建築物の立地を規制します。
- ❖ 街路事業等により一斉に建物の建替えが生じる際に、沿道地権者の協定等による建物の協調化を図り、街並み形成を誘導します。
- ❖ 新規に開発される住宅団地においては、建物の外観や配置等について、協定等のルール化による良好な街並み形成を誘導します。
- ❖ 地域清掃や花植等、市民との協働による良好な景観づくりを推進します。

(8) その他の方針

- ❖ 行政施設、文化・コミュニティ施設、銀行等不特定多数の市民が利用する施設において、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ❖ 公共公益施設の耐震・耐火化の向上、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ❖ 下水道施設・排水施設の未整備地区の整備を促進し、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ❖ 地震災害、土砂災害、洪水災害、火山災害等の自然災害に対応できる、強靱な都市施設を整備するとともに、安全に避難できる避難ルートや避難場所の整備、避難訓練の推進を行います。
- ❖ 子どもや高齢者をはじめとした市民が安心・安全に生活できるよう、防犯対策を推進します。

(9)二本松地域整備方針図



2. 安達地域

(1) 地域の現況と課題

- ❖ 市内の他地域と比べて人口減少率が最も低く、油井地区では、人口が増加しています（平成23年4月1日と平成28年4月1日の比較）。
- ❖ 安達駅西地区周辺においては、近年大規模な商業施設の進出が相次いでおり、こうした既存の商業機能立地を踏まえて、今後、サブ拠点として中心市街地を補完する商業・サービス機能を誘導することが課題となっています。
- ❖ 安達駅自由通路や安達駅東西の駅前広場、周辺道路の整備が完了し、新たな市街地が形成されつつあり、効果が表れてきています。
- ❖ 人口増や市街地の拡大に伴って、道路や下水道等の生活基盤施設、都市排水路等の充実も求められています。必要に応じて長期未整備都市計画道路の見直しを行いながら適切な道路ネットワークを実現することや、下水道、公園等の生活基盤を整備することにより、安全で快適な生活環境の充実が求められます。
- ❖ 田園地域や山林地域においては、自然環境の保全と生活環境の維持のため、適切な土地利用コントロールによる市街化抑制と基盤整備が求められます。
- ❖ 智恵子の生家や稚児舞台等の固有の地域資源は、地域住民共有の財産として、その保全と有効な活用が求められます。
- ❖ 平成25（2013）年に道の駅「安達」智恵子の里（下り線）が開設し、本市の北部の玄関口として、上下線で連携した交流拠点・観光施設として、交流人口の増加や本市の魅力発信等、道の駅を核とした観光活性化に取り組んでいく必要があります。
- ❖ アンケートによると、重点的に実施すべき項目として、以下の内容が挙げられています。

都市基盤

- ・身近な道路の整備
- ・下水道の整備

安全性

- ・身近な道路の安全性
- ・まちの防犯対策
- ・自然災害に対する防災対策
- ・公共施設の安全性・バリアフリー

(2) 地域づくりのテーマ

本地域の現況と課題を踏まえて、地域づくりのテーマを以下のように設定します。

田園環境と生活環境が調和し ゆとりある暮らしが営まれる地域づくり

のどかな里山の環境や地域文化を守りながら、快適で便利な都市的生活を営むことができる生活機能が備わった、自然共生型の地域を目指します。

(3) 地域づくりの基本方針

地域の現況と課題を踏まえて、地域づくりの基本方針を以下のように設定します。

① 中心市街地を補完する各種都市機能の集積と都市基盤施設の充実を図ります。

安達駅周辺において、中心市街地を補完する商業・サービス・文化・福祉・居住等の機能集積と適正配置、そのための適切な都市基盤施設整備を推進します。

② 自然と調和する安全・快適な生活環境の創出を図ります。

地域の特徴である豊かな田園や里山の自然環境と調和した暮らしができるよう、農地の無秩序な宅地化等を適切に抑止しながら、必要な生活基盤施設の充実に努めます。

③ 地域固有の資源を活用した魅力ある地域づくりを図ります。

智恵子の生家や稚児舞台、道の駅「安達」智恵子の里（上り線、下り線）等の個性ある資源を活かした魅力ある地域づくりに向けて、観光振興を行うとともに、景観形成、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備を推進します。

(4) 土地利用の方針

- ❖ サブ拠点となる安達駅周辺において、商業・サービス・医療・文化・福祉・居住等の複合機能集積を誘導します。また、関連する都市基盤施設整備を推進し、利便性の高い市街地を形成します。
- ❖ 渋川、上川崎、下川崎を地区中心として位置づけ、日用品の買い物ができる程度の商業機能の立地を誘導します。
- ❖ その他の郊外地域において、農地や里山の自然と調和した生活が営めるよう、無秩序な宅地化や開発を規制しながら、生活道路や集落排水等の生活基盤の充実を図ります。特に、住民要望が高く合意形成が図られる地区においては、地区計画の導入による生活環境整備の誘導を図っていきます。
- ❖ 安達太良山麓一帯においては、豊かな森林環境の保全を図ります。

(5) 道路・交通体系整備の方針

- ❖ 道路については、他市町村との広域連絡、市内の拠点間連絡、および地域拠点と集落との連絡等に資する体系的な道路網整備を図ります。都市計画道路のうち長期未着手道路について、周辺の土地利用動向を勘案して必要に応じて幅員の見直しや廃止を検討します。特に、安達駅福岡線については、安達駅周辺整備に合わせ、早期に整備を進めます。
- ❖ 緊急車両の進入が妨げられるような狭隘道路の解消に努めるとともに、歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- ❖ 既存集落等における生活道路の計画的な改良と、安全・快適な歩行空間の整備を推進します。
- ❖ 地域住民の移動しやすさを確保するために、鉄道本数拡充や一部乗合バス路線の維持を図るほか、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスの維持・充実を図ります。

(6) 公園・緑地整備の方針

- ❖ 安達支所東地区にて、公園等の整備を検討します。
- ❖ 市街地において、公園・緑地や街路樹、公共施設等公共空間の緑化を充実し、智恵子の杜公園を核とした緑のネットワーク化を推進します。
- ❖ 地域住民の参加による既存公園・緑地の維持管理手法について検討します。
- ❖ 稚児舞台や寺社等の特徴ある緑は、適正な利用と保全を図ります。
- ❖ 一体的に開発された住宅団地等においては、緑地協定等による民有地緑化を誘導します。

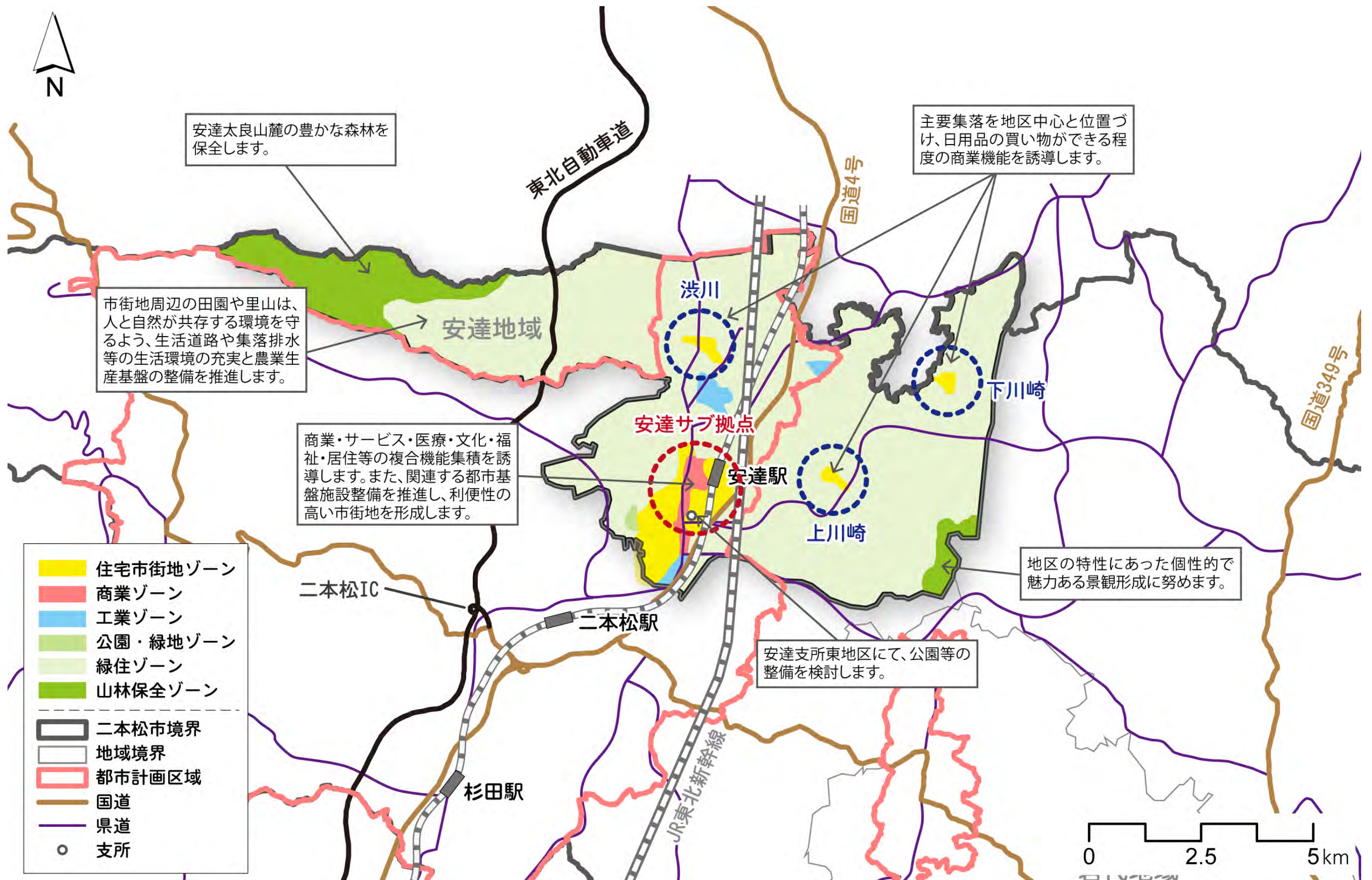
(7) 景観形成の方針

- ❖ 旧奥州街道沿いにおいては、歴史的な地名や街割、歴史ある建築物が醸し出す風情を大切にしながら街並みの形成を図ります。
- ❖ 新規に開発される住宅団地においては、建物の外観や配置等について、協定等のルール化による良好な街並み形成を誘導します。
- ❖ 街路事業等により一斉に建物の建替えが生じる際に、沿道地権者の協定等による建物の協調化を図り、街並み形成を誘導します。
- ❖ 文化財周辺等においては景観地区指定等による保全や、安達太良山麓における豊かな森林環境の保全を図ります。
- ❖ 智恵子抄の中で謳われている「ほんとの空」を感じられる、安達太良山と青い空を望める主要な視点となる場所においては、これらの景観を阻害しないよう、大規模建築物の立地を規制します。
- ❖ 地域清掃や花植等、市民による良好な景観づくりを推進します。

(8) その他の方針

- ❖ 行政施設、文化・コミュニティ施設、銀行等不特定多数の市民が利用する施設において、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ❖ 公共公益施設の耐震・耐火性の向上、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ❖ 下水道施設・排水施設の整備・充実を促進し、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ❖ 轟川の改修を促進します。
- ❖ 地震災害、土砂災害、洪水災害、火山災害等の自然災害に対応できる、強靱な都市施設を整備するとともに、安全に避難できる避難ルートや避難場所の整備、避難訓練の推進を行います。
- ❖ 子どもや高齢者をはじめとした市民が安心・安全に生活できるよう、防犯対策を推進します。

(9) 安達地域整備方針図



3. 岩代地域

(1) 地域の現状と課題

- ❖ 市内で最も人口減少率が高い地域であり、少子高齢化も進行しています。
- ❖ 最寄品の買い物は、二本松地域または田村市への依存度が比較的高くなっています。
- ❖ 地域の生活中心となっている小浜地区は、一般住宅と商店が混在する中、近年空家や空店舗が見られ、地域の活気が失われつつあります。地域の自立的な生活環境を整えるためには、地域住民の生活ニーズに即した商業のほか、福祉・医療等の生活に必要な機能の充実・誘導が求められます。
- ❖ 昭和 20 年代に決定された都市計画道路の一部は、未整備のままとなっており、現在の交通体系に照らしてその必要性、実現性、緊急性等の観点から、その見直しが求められています。また、地域内を通る国道や県道の一部にも未改良のままの区間があり、早急な整備が求められます。
- ❖ 本地域の大半を占める農山村地域においては、若年層の流出が進んでおり、一部では後継者不足から農地や山林の荒廃も進行しています。伝統的に地域を支えてきた農村集落の維持・保全、さらには活性化が大きな課題となっており、農業生産基盤の充実とともに集落の生活環境の改善が必要となっています。
- ❖ 下館児童公園（小浜城跡）や杉沢の大杉、阿武隈高原中部県立自然公園に含まれる日山周辺等の固有の地域資源は、地域住民共有の財産として、その保全と有効な活用が求められます。
- ❖ 本地域内の移動や他地域への移動を支える公共交通機関は路線バスが担っていますが、運行本数の減少等により地域住民の移動利便性が低下しつつあります。このため、デマンド型乗合タクシー、コミュニティバスによる地域ニーズに即した適切な交通体系の維持・充実を図る必要があります。
- ❖ 不特定多数の人々が利用する公共公益施設において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備が求められます。
- ❖ アンケートによると、重点的に実施すべき項目として、以下の内容が挙げられています。

利便性

- ・ 病院等の医療福祉施設の充実
- ・ 買い物の利便さ
- ・ 自動車の利用しやすさ
- ・ 通勤・通学の利便さ
- ・ 路線バスの使用しやすさ

都市基盤

- ・ 身近な道路の整備

安全性

- ・ 身近な道路の安全性
- ・ 自然災害に対する防災対策

(2) 地域づくりのテーマ

本地域の現況と課題を踏まえて、地域づくりのテーマを以下のように設定します。

独自の生活環境と文化を守り育てる 活力と持続力ある地域づくり

奥行きある阿武隈の山々に抱かれ育まれた、独自の生活環境や文化を守り育てながら、生活機能とレクリエーション機能を強化し、活力と持続力ある地域を目指します。

(3) 地域づくりの基本方針

地域の現況と課題を踏まえて、地域づくりの基本方針を以下のように設定します。

①小浜地域拠点において生活利便性を高める機能集積と基盤整備を進めます。

公共公益施設、商業施設や住宅等を適切に誘導配置し、利便性の高い生活拠点形成に努めます。また、企業誘致を推進し働く場の確保に努めます。

②自然と調和する安全・快適な生活環境の創出を図ります。

農山村地域において、農地や山林の適正管理に努め荒廃を防ぐとともに、生活道路や排水施設、身近な福祉・集会施設等の生活基盤整備を推進し良好な生活環境の向上に努めます。

③地域固有の文化資源を活かした個性ある地域づくりを進めます。

豊かな自然や景観、歴史的な史跡・名勝、さらには巨木・名木、伝統的な芸能・祭り・行事等多様な地域資源に恵まれているため、これらを活かした地域の活性化を進めます。

(4) 土地利用の方針

- ❖ 小浜地区においては、既存の施設立地を踏まえながら、地域の生活ニーズに対応する商業・福祉・医療施設等の集積・誘導を図ります。
- ❖ 新殿、百目木、田沢を地区中心として位置づけ、日用品の買い物ができる程度の商業機能の立地を誘導します。
- ❖ その他の地域においては、農山村集落の維持・保全とあわせて農地や里山の保全を図るとともに、開発動向に応じて都市計画区域の見直しを行う等、地域の実態に即した適切な土地利用の誘導を行います。
- ❖ 阿武隈高原中部県立自然公園に含まれる日山周辺等においては、豊かな森林環境の保全を図ります。

(5) 道路・交通体系整備の方針

- ❖ 中心拠点との道路・交通体系を強化し、アクセス性の向上を図り、小浜地域拠点の利便性を高めます。また、岩代地域の住民が、小浜地域拠点の都市機能を楽しむことができるよう、道路や公共交通による小浜地域拠点へのアクセス性の向上を図ります。
- ❖ 都市計画道路のうち長期未着手道路について、周辺の土地利用動向を勘案し、必要に応じて幅員の見直しや廃止を検討します。
- ❖ 緊急車両の進入が妨げられるような狭隘道路の解消に努めるとともに、歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- ❖ 農山村集落の生活道路の計画的な改良と、安全・快適な歩行空間の整備を推進します。
- ❖ 地域住民の移動しやすさを確保するために、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスの維持・充実を図ります。

(6) 公園・緑地整備の方針

- ❖ 身近な小公園等の整備充実を進めながら下館児童公園（小浜城跡）を核とした緑のネットワークの形成を図ります。
- ❖ 既存公園・緑地の良好な維持管理を行うため、地域住民の参加による維持管理手法について検討します。
- ❖ 一体的に開発された住宅団地等においては、緑地協定等による民有地緑化を誘導します。
- ❖ 杉沢の大杉や寺社等の特徴ある緑について、適正な保全に努めます。

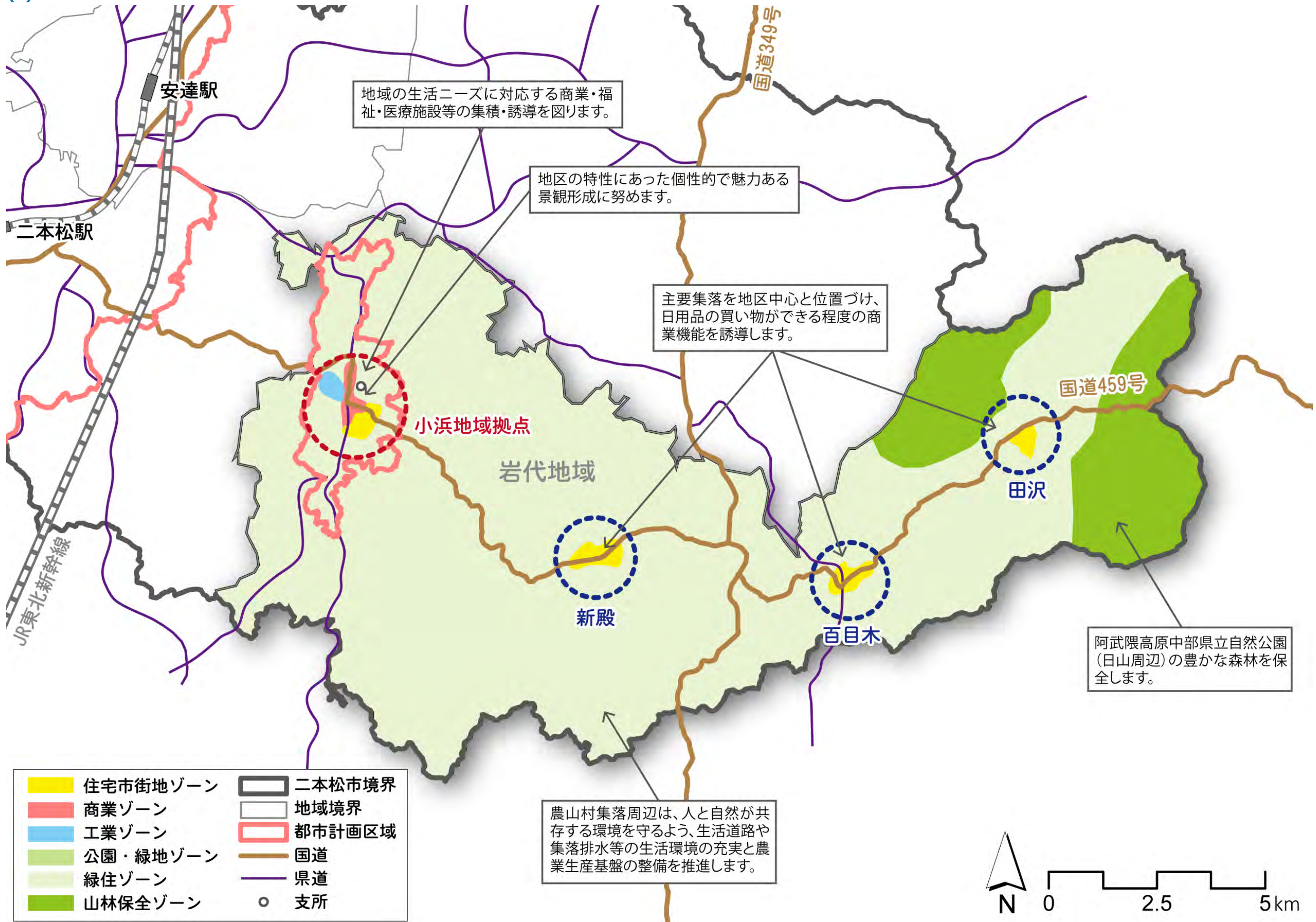
(7) 景観形成の方針

- ❖ 阿武隈の自然に抱かれた豊かな緑や清流、小浜城跡をはじめとした由緒ある歴史景観等、特色あるふるさとの景観の保全と活用の取り組みを推進します。
- ❖ 特に、旧城下町の歴史を有する小浜市街地では、歴史的な地名や街割、歴史ある建築物が醸し出す風情を大切に回遊できる街並みの形成を図ります。
- ❖ 新規に開発される住宅地においては、建物の外観や配置等について、協定等のルール化による良好な街並み形成を誘導します。
- ❖ 農山村集落では、自然の保全と文化の継承を図りながら、のどかな農村風景の創出に努めます。
- ❖ 地域清掃や花植等、市民による良好な景観づくりを推進します。

(8) その他の方針

- ❖ 行政施設、文化・コミュニティ施設、銀行等不特定多数の市民が利用する施設において、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ❖ 公共公益施設の耐震・耐火性の向上、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ❖ 下水道施設・排水施設の未整備地区の整備を促進し、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ❖ 地震災害、土砂災害等の自然災害に対応できる、強靱な都市施設を整備するとともに、安全に避難できる避難ルートや避難場所の整備、避難訓練の推進を行います。
- ❖ 子どもや高齢者をはじめとした市民が安心・安全に生活できるよう、防犯対策を推進します。

(9) 岩代地域整備方針図



4. 東和地域

(1) 地域の現況と課題

- ❖ 市内で最も高齢化率が高い地域で、人口減少、少子化も進行しています。
- ❖ 針道地区に商業・行政・文化・福祉機能等が集積し、地域生活の拠点となっていますが、地域住民の買い物先は二本松地域や福島市への流出が多くなっています。また、全域が農業振興地域に指定されており、約3分の1を農地が占め、経営耕地面積は平成17(2005)年から平成22年(2010)にかけて微増しています。
- ❖ 地域の中央を南北に国道349号が通っており、その他の県道や市道も縦横に通っていますが、市道の改良率は市内で最も低くなっています。本地域には、都市計画区域が指定されていないことから、道路や公園、下水道等の都市施設は整備対象外となっています。
- ❖ 本地域内の移動や他地域への移動を支える公共交通機関は路線バスが担っていますが、運行本数の減少等により地域住民の移動利便性が低下しつつあります。このため、デマンド型乗合タクシー、コミュニティバスによる地域ニーズに即した適切な交通体系の維持・充実を図る必要があります。
- ❖ 地域には、木幡の幡祭りや木幡の大スギといった国指定文化財のほか、遺跡や隠津島神社三重塔等の特徴ある文化財が数多く存在するため、これらの保全を図るとともに、周辺環境整備や景観形成、案内サイン類の充実等を行いながら、地域の活性化につながる活用も求められます。
- ❖ 不特定多数の人々が利用する公共公益施設において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備が求められます。
- ❖ アンケートによると、重点的に実施すべき項目として、以下の内容が挙げられています。

利便性

- ・ 病院等の医療福祉施設の充実
- ・ 買い物の利便さ
- ・ 通勤・通学の便利さ

都市基盤

- ・ 身近な道路の整備

安全性

- ・ 身近な道路の安全性
- ・ 自然災害に対する防災対策

(2) 地域づくりのテーマ

本地域の現況と課題を踏まえて、地域づくりのテーマを以下のように設定します。

固有の資源を守りながら他地域との連携を強め 自立的で生活利便性の高い地域づくり

特徴ある文化資源を守り地域の誇りを大切にしながら、不足する生活機能を他地域との連携を含めて補いながら、自立的で利便性の高い地域を目指します。

(3) 地域づくりの基本方針

地域の現況と課題を踏まえて、地域づくりの基本方針を以下のように設定します。

① 針道地域拠点において生活利便性を高める機能集積と基盤整備を進めます。

公共公益施設や商業施設、住宅等の配置を適切に誘導し、利便性の高い生活拠点の形成に努めます。

② 自然と調和する安全・快適な生活環境の創出を図ります。

農山村地域において、農地や山林の適正管理に努めて荒廃を防ぐとともに、生活道路や排水施設、身近な福祉・集会施設等の生活基盤整備を推進し、良好な生活環境の向上に努めます。

③ 地域固有の文化資源を活かした個性ある地域づくりを進めます。

豊かな自然や景観、歴史的な史跡・名勝、さらには巨木・名木、伝統的な芸能・祭り・行事等多様な地域資源に恵まれているため、これらを活かした地域の活性化を進めます。

(4) 土地利用の方針

- ❖ 針道地区においては、既存の施設立地を踏まえながら地域の生活ニーズに対応する商業・福祉・医療施設等の集積・誘導を図ります。
- ❖ 木幡、太田、戸沢を地区中心として位置づけ、日用品の買い物ができる程度の商業機能の立地を誘導します。
- ❖ その他の地域においては、農山村集落の維持・保全とあわせて農地や里山の保全を図ります。
- ❖ 羽山等においては豊かな森林環境の保全を図ります。

(5) 道路・交通体系整備の方針

- ❖ 緊急車両の進入が妨げられるような狭隘道路の解消に努めるとともに、未改良道路の整備や歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- ❖ 農山村集落の生活道路の計画的な改良と、安全・快適な歩行空間の整備を推進します。
- ❖ 地域住民の移動しやすさを確保するために、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスの維持・充実を図ります。

(6) 公園・緑地整備の方針

- ❖ 身近な小公園等の整備充実を進めます。
- ❖ 保健保安林に指定されている木幡山一帯の保全を推進するとともに、夏無沼自然公園の整備充実を図るほか、羽山一帯の自然公園としての整備を進めます。
- ❖ 既存公園・緑地の良好な維持管理を推進し、地域住民の参加による維持管理手法について検討します。
- ❖ 一体的に開発された住宅団地等においては、緑地協定等による民有地緑化を誘導します。
- ❖ 木幡の大スギや寺社等の保有する特徴ある緑について、適正な保全に努めます。
- ❖ カントリーパークとうわの適切な維持管理を図ります。

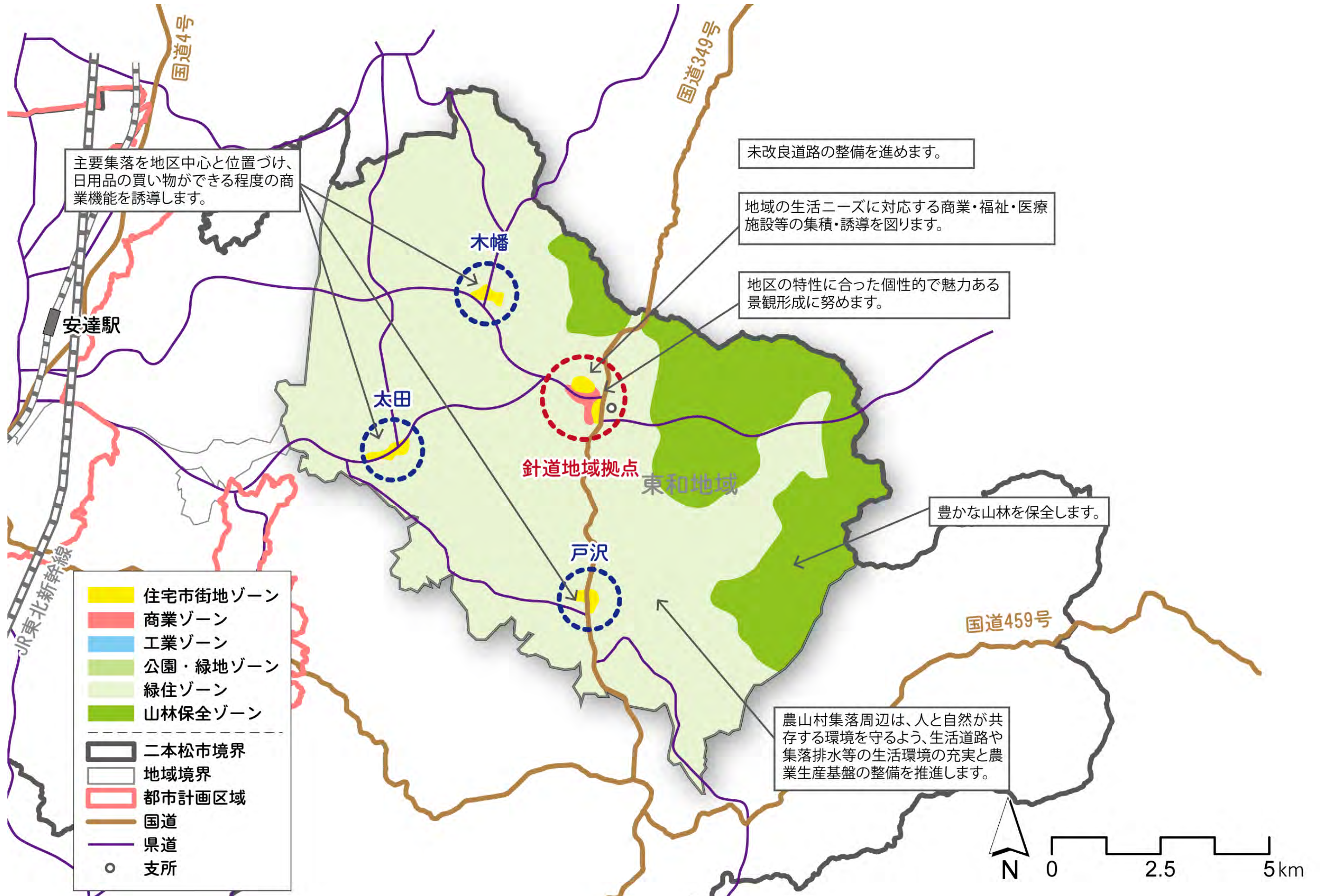
(7) 景観形成の方針

- ❖ 針道地区では、地域景観を考慮した街並みの形成を図ります。
- ❖ 新規に開発される住宅地においては、建物の外観や配置等について、協定等のルール化による良好な街並み形成を誘導します。
- ❖ 太田地区では、歴史ある集落が醸し出す風情を大切に街並みの形成を図ります。
- ❖ 農山村集落では、自然の保全と文化の継承を図りながら、のどかな農村風景の創出に努めます。
- ❖ 地域清掃や花植等、市民による良好な景観づくりを推進します。

(8) その他の方針

- ❖ 行政施設、文化・コミュニティ施設、銀行等不特定多数の市民が利用する施設において、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ❖ 公共公益施設の耐震・耐火性の向上、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ❖ 上水道施設・排水施設の未整備地区の整備を促進し、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ❖ 地震災害、土砂災害、河川災害等の自然災害に対応できる、強靱な都市施設を整備するとともに、安全に避難できる避難ルートや避難場所の整備、避難訓練の推進を行います。
- ❖ 子どもや高齢者をはじめとした市民が安心・安全に生活できるよう、防犯対策を推進します。

(9) 東和地域整備方針図



第6章 実現方策

1. 計画実現のための推進方策

(1) 推進体制

① 協働の体制づくり

これまでのまちづくりの多くは、市街地の骨格となる道路・公園等の都市基盤や、土地区画整理事業に代表される面整備を中心に行政主導により進められてきました。

しかし、少子高齢化の進行による地域コミュニティの変化や市民の価値観の多様化、地方分権の進展等により、市民生活を支えるサービスは多様化・複雑化しており、そのすべてを行政が直接的に提供することが困難になっています。

既に、市民による自主的な社会活動団体も数多く組織され、様々な分野で公益的な活動が展開され始めています。

こうした時代背景を踏まえて、今後の都市づくりにおいては、市民と事業者、行政が相互に信頼関係を構築し、お互いの長所を活かしながら、役割と責任を分かち合う、「協働」という取り組み方が必要となってきました。

② 協働による各主体の役割

ア. 市民の役割

これからのまちづくりにおける原動力は市民であり、中心的な役割を担うことが期待されます。そのため、市民においても、都市計画やまちづくりに目を向けるとともに、協働についての理解も深め、自治会活動のほかNPO等の市民活動団体にも積極的に参加し、公共サービスの一翼を担う等、地域の住みよさに向けて市民自ら努力します。

イ. 企業の役割

企業は、市民と同様に地域を支える一員であり、自らの営業活動以外にも地域社会に及ぼす影響力を有していることから、まちづくりへの関心を持ちながらその主体として積極的に協力し活動していくことが期待されます。

ウ. 行政の役割

行政は、まちづくりの主体としての役割に加えて、市民、企業との協働のもと、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施していく責任を負っています。

このため、まちづくりに関する情報提供等により市民活動を支援する等、協働の仕組みづくりとその活動の場の提供等を推進していきます。

また、国・県・周辺市町村及び関係機関との広域的な連携、調整を図りながら、計画的で効率的なまちづくりを進めていきます。

(2) 協働のまちづくりの促進策

① 参画の機会づくり

市が進めるまちづくりにおいて、あらゆる市民に参画の道が開かれるよう、市民委員の公募やパブリックコメントの徹底を図るとともに、ワークショップの開催等により、市民同士の意見を直接的に交換し高めあえるような機会を設けます。

また、地域においては、自治会活動の活性化を支援するとともに、志を共にする市民同士が集い協力して活動するまちづくり組織の設立・運営を支援します。

② 情報提供

市が行う各種事業の関連情報の提供を徹底するほか、市民がまちづくり活動を実践する上で必要となる相談窓口の明確化、まちづくり団体情報の提供、先進事例の紹介、各種支援制度の周知等を推進します。

また、様々なまちづくり関連イベントの企画に協力し、各種媒体を活用して市民参加を広く呼びかけていきます。

③ まちづくり協議会の設立誘導

地域住民が自らの手によって地域の特性に応じたまちづくりを行っていくために、その推進母体となる「まちづくり協議会」の設立を支援します。

「まちづくり協議会」は、地域の抱える課題に応じてその対象とする範囲や活動内容、構成人員等が多様に考えられることから、専門家の派遣を行う等きめ細かな支援を行います。

(3) 計画の着実な運用

① 連携と調整

ア. 関係各課との連携

本計画で扱う事項には、都市計画にとどまらず様々な分野にわたる内容を包含していることから、関連する法令への対応を的確に見据えながら、関係する各課との連携を図り、国・県等の各種支援制度の活用による財政負担の低減や、事業重複の回避の徹底等により、効率的で効果的なまちづくりの推進に努めます。

イ. 民間事業者等との連携

土地利用や各種施設整備、中心拠点・地域拠点への都市機能の誘導の実現においては、民間事業者の協力が不可欠であることから、これら民間事業者の活動が都市づくりの理念や目標に沿うものとなるよう、的確な連携を図っていきます。

特に、大規模な開発行為や建築行為については、周辺に与える影響が大きいことから、関連法制度の的確な運用による誘導を図るとともに、様々なまちづくり活動への参加・協力を得るためのネットワークの形成に努めます。

ウ. 国・県、周辺市町村との連携・協力

都市計画の決定をはじめとして、様々な事業の実施に際しては、国・県等の関係機関との調整のほか、周辺市町村との調整等、連携・協力を適切に行います。

② 計画の評価と見直し

本計画の計画期間は平成 40（2028）年までと長期にわたることから、計画の進捗はその時々为社会経済情勢に大きく左右されることが見込まれます。そのため、関連事業等の進捗状況を評価し必要が生じた場合や、上位計画である「新二本松市総合計画」の改定等の基本となる条件に大きな変更が生じた場合等には、計画の見直しを柔軟に行っていきます。

2. 土地利用規制・誘導手法の運用方針

(1) 都市計画手法の運用方針

① 景観計画・景観まちづくり

本市には、安達太良山、岳温泉、霞ヶ城公園、観音丘陵、日山、羽山等、良好な景観資源が残されています。

こうした景観を守るため、景観法に基づく景観計画の検討や景観まちづくりの推進を図ります。

また、景観地区については、必要に応じて、重点的に景観形成を図るべき地区について指定を検討していきます。

② 地区計画

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえて地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて「まちづくりのルール」を都市計画で定め、建物用途や建物の規模の誘導や道路・公園の整備を進める手法です。

これまで、宮戸・平石高田工業団地地区計画、下成田地区計画、安達駅東地区計画、安達グランド南地区計画、安達支所東地区計画、福岡・鶴巻線沿線地区計画が定められ、良好な市街地形成に向けて誘導を行っています。

今後、住民と本市が協働しながら、暮らしやすい安全・安心な市街地整備に向け、必要に応じて、地区計画の検討を行います。

(2) その他の手法の運用方針

① 景観条例

本市では、既に「自然及び歴史的環境と調和した市特有の優れた景観をまもり、つくり、そだてることにより、誇りと愛着の持てる個性あふれる景観の形成に寄与する」ことを目的として、景観条例を制定しています。

本市には、良好な景観資源が各地にあり、多くの人を惹きつけているとともに、市民の誇りとなっています。こうした景観を守り、活かし、育てていく意識づくりやまちづくりが重要です。

景観条例では、「景観形成重点地区」を指定することにより、建築物等の新築や増改築、建築物等の外観や色彩、土地の区画形質の変更、木竹の伐採等についての規制を受けることが可能となっています。

今後、当制度の趣旨に鑑みながら、対象となりうる地区の検討を進めるとともに、地区住民の合意形成を図りながら、順次適用を推進していきます。

なお、屋外広告物については、「福島県屋外広告物条例」に基づく規制が設けられています。

② 建築協定（建築基準法）

地域の土地所有者等の全員の合意に基づき締結する協定で、建築物等の敷地規模や位置、形態、色彩等の基準を設けることにより、区域内の建物を協調させ、統一感のある街並みを実現しようとするものです。

本市では、締結地区はありませんが、住宅等の良好な街並みを形成する有力な手法として、今後、その運用に向けて市民への周知を図っていきます。

③ 任意のまちづくりルール

地域住民自らが、任意にまちづくりのルールを取り決めるもので、近年、全国各地で類似する事例が増えつつあります。任意であるため、土地利用や建築物の形態規制だけでなく、地区の実情にあった幅広い分野でのルール制定が可能です。

本市においては、竹田根崎地区での「ほんとの空とお城山が美しく見える景観づくり協定」や、岳温泉地区での「あだたら高原・岳温泉うつくしい景観づくり協定」が結ばれ、「福島県景観条例」に基づく「優良景観形成住民協定」の認定を受けるとともに、「うつくしい景観づくり 10ヶ条」や「あだたら高原・岳温泉うつくしい景観づくり 13ヶ条」を作成する等、活発なまちづくり活動が行われています。

こうした任意のまちづくり活動は、法的な担保や明確な支援制度がないため、地域住民の自主性と十分な合意形成が必要となりますが、まちづくりの原動力として大きな役割を果たすことから、今後、より多くの地区でこうした活動が活発化するよう、市民への意識醸成を図っていきます。

④ 立地適正化計画の策定と運用

本計画の改定と都市再生特別措置法の改正に合わせ、今後の人口減少、少子高齢化に対応していくため、行政と住民や民間事業者が一体となった「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを促進するために立地適正化計画を策定し、都市計画区域内の中心拠点・地域拠点にて、都市機能や居住を誘導します。

3. 整備プログラム

(1) 基本的な考え方

前述の土地利用規制・誘導に係る手法や主な都市計画事業等について実施目標を、短期（概ね6年以内を目途に実施）、長期（概ね12年以内を目途に実施）に区分して示します。土地利用の誘導等の都市計画決定・変更の手続きが必要なものについては、計画の熟度等を考慮しながら適切な時期に実施していくものとします。

ただし、現時点での社会経済状況等を考慮して作成していることから、情勢の変動や上位計画の改訂にあわせて変更する場合があります。また、地区計画をはじめまちづくり事業は地域住民との協議を進めながら具体的な内容を定めていくことが不可欠であり、協議の進捗等によって変更する場合があります。

[整備プログラム]

■土地利用・建物の規制・誘導

区分	内容	短期 (6年以内)	長期 (12年以内)
景観計画・景観地区	美しい街並みや良好な都市景観の形成	●→	→
地区計画	良好な市街地の形成	●→	→
建築協定	住民主体の建築形態規制	●→	→
まちづくりルール	まちづくり協議会等	●→	→
立地適正化計画	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に向けた計画策定	●→	

■道路整備

地域名	種別	路線番号	名称	短期 (6年以内)	長期 (12年以内)
二本松地域	幹線街路	3.4.111	作田郭内線	●→	→
		3.5.112	作田冠木線	●→	→
安達地域	幹線街路	3.4.202	安達駅福岡線	●→	

■市街地整備

名称	内容	短期 (6年以内)	長期 (12年以内)
二本松駅南地区整備事業	二本松駅南側の駅前広場とアクセス道路の整備	●→	→
安達支所東地区整備事業	公園等の整備を検討	●→	→
杉田駅周辺整備事業	道路整備等	●→	

第7章 資料編

1. 策定過程

■旧都市計画マスタープラン(平成 21(2009)年 3 月策定時)

開催日		会議	主な協議内容
平成19年 (2007年)	5月7日	庁議	● 二本松市都市計画マスタープランの策定方針決定
	11月20日	第1回安達地域検討委員会	● 各地域検討委員会での検討経過について ● 都市計画マスタープラン素案について等
	11月20日	第1回東和地域検討委員会	
	11月27日	第1回二本松地域検討委員会	
	11月28日	第1回岩代地域検討委員会	
平成20年 (2008年)	2月28日	都市計画審議会	● 策定体制等の報告
	6月23日	第2回二本松地域検討委員会	● 都市計画の基本方針について (都市計画区域/用途地域/都市計画道路/景観形成/その他)
	6月24日	第2回安達地域検討委員会	
	6月26日	第2回岩代地域検討委員会	
	6月27日	第2回東和地域検討委員会	
	8月4日	第3回二本松地域検討委員会	● 都市計画の基本方針について(再検討) (都市計画区域/区域区分/用途地域/都市計画道路等)
	8月5日	第3回安達地域検討委員会	
	8月11日	第3回岩代地域検討委員会	
	9月1日	都市計画審議会	● 策定経過説明
	11月28日	第1回検討委員会	● 各地域検討委員会での検討経過について ● 都市計画マスタープラン素案について等
	12月17日	第4回岩代地域検討委員会	● 素案について
	12月17日	第3回東和地域検討委員会	
	12月18日	第4回二本松地域検討委員会	
	12月18日	第4回安達地域検討委員会	
平成21年 (2009年)	1月8日	第5回二本松地域検討委員会	● 都市計画道路について
	1月14日	第2回検討委員会	● 素案について
	2月16日	都市計画審議会	● 諮問
	2月24日	都市計画審議会	● 答申
	3月2日	庁議	● 二本松市都市計画マスタープランの決定

■改定都市計画マスタープラン(平成 29(2017)年 10 月策定)

開催日		会議	主な協議内容
平成28年 (2016年)	4月18日	庁議	● 都市計画マスタープラン見直し基本方針決定
	6月27日	第1回 都市計画庁内検討委員会	● 都市計画マスタープラン改定について ● 都市計画マスタープラン検討委員会設置について ● アンケート内容の検討
	6月30日	第1回 都市計画マスタープラン 検討委員会	● 委嘱状交付 ● 都市計画マスタープラン改定について
	7月28日 ～ 8月8日	住民アンケート調査	● 二本松市都市計画マスタープラン改定に向けた住民アンケート調査
平成29年 (2017年)	2月7日	都市計画庁内検討委員会 幹事会	● 都市計画マスタープラン改定について (素案) ● 住民アンケート調査結果
	2月20日	第2回 都市計画庁内検討委員会	● 都市計画マスタープラン改定について (素案) ● 住民アンケート調査結果
	3月24日	第2回 都市計画マスタープラン 検討委員会	● 都市計画マスタープラン改定について (素案) ● 住民アンケート調査結果
	6月2日	福島県協議	● 二本松市都市計画マスタープラン素案について
	6月23日	福島県回答	● 改定素案の意見
	6月29日 ～ 7月28日	パブリックコメント	● 改定素案意見募集
	7月18日	庁議	● 都市計画マスタープラン改定案について
	7月21日	議員協議会	● 都市計画マスタープラン改定案について
	8月23日	都市計画審議会	・ 諮問/答申
	10月	決定(市長決裁)	● 改定二本松市都市計画マスタープランの改定について

2. 二本松市都市計画マスタープラン検討委員会要綱

(設置)

第1条 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する基本的な方針（以下「二本松市都市計画マスタープラン」という。）を改定するため、二本松市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、二本松市都市計画マスタープラン改定に関する事項について協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、二本松市に係る機関及び団体の構成員並びに都市計画に関する専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、二本松市都市計画マスタープラン改定を完了した日に満了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、指導及び助言を得ることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

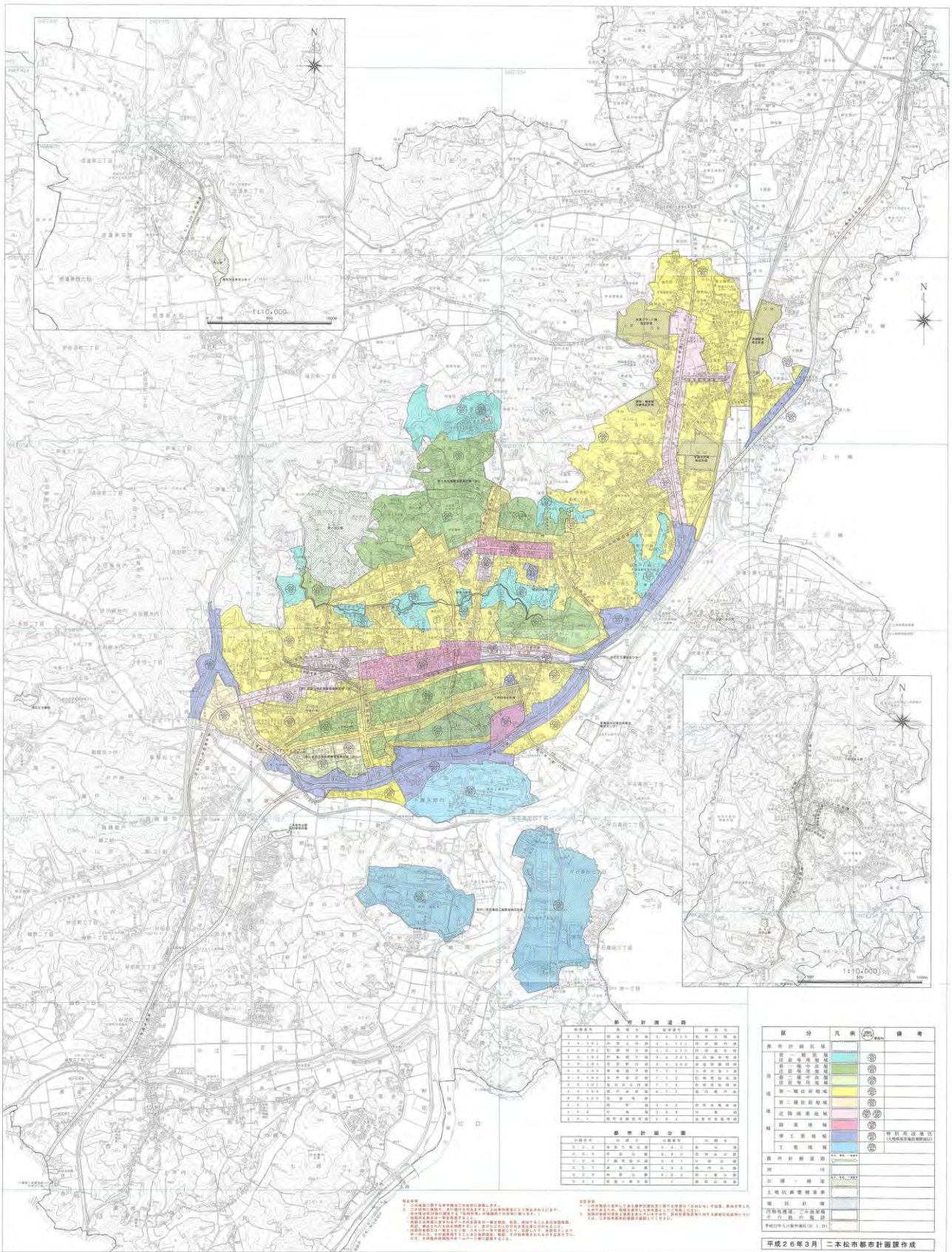
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3. 二本松市都市計画マスタープラン検討委員会名簿

順不同・継承略

機関・団体名	所属機関等の役職名	委員名
二本松地域区長会	副会長	木村 廣喜
安達地域区長会	会長	丹治 秀雄
岩代地域区長会	新町行政委員	湊 幹夫
東和町地域区長会	会長	紺野 英正
二本松商工会議所	専務理事	安齋 豊
あだたら商工会	会長	三浦 勝眞
ふくしま未来農業協同組合	安達地区担当常務	菅野 徳一郎
二本松市地域公共交通活性化協議会	委員	半澤 典明
にほんまつ観光協会	会長	安齋 文彦
二本松子ども・子育て支援会議	委員長	古渡 一秀
二本松市社会福祉協議会	事務局長	遠藤 精一
二本松市消防団	団長	佐藤 良
二本松市婦人団体連合会	会長	石川 美知
二本松市青年会議所	理事長	神野 聴文
本町まちづくり協議会	役員	古山 光二
亀谷まちづくり協議会	理事	佐藤 壮一郎
若宮松岡まちづくり連絡協議会	会長	半沢 重利
竹田根崎まちづくり振興会議	幹事	渡辺 仁
駅南・下成田まちづくり協議会	会長	齋藤 徳仁
安達駅西地区整備協議会	副会長	富樫 三由

4. 都市計画総括図（平成 28（2016）年時点）

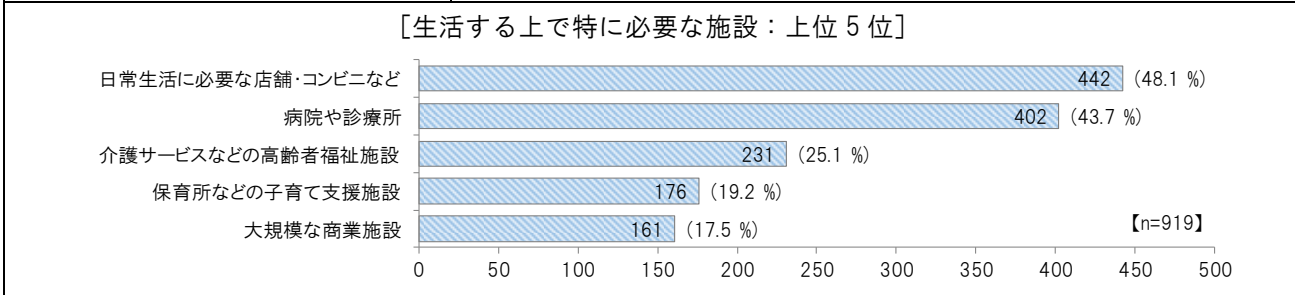
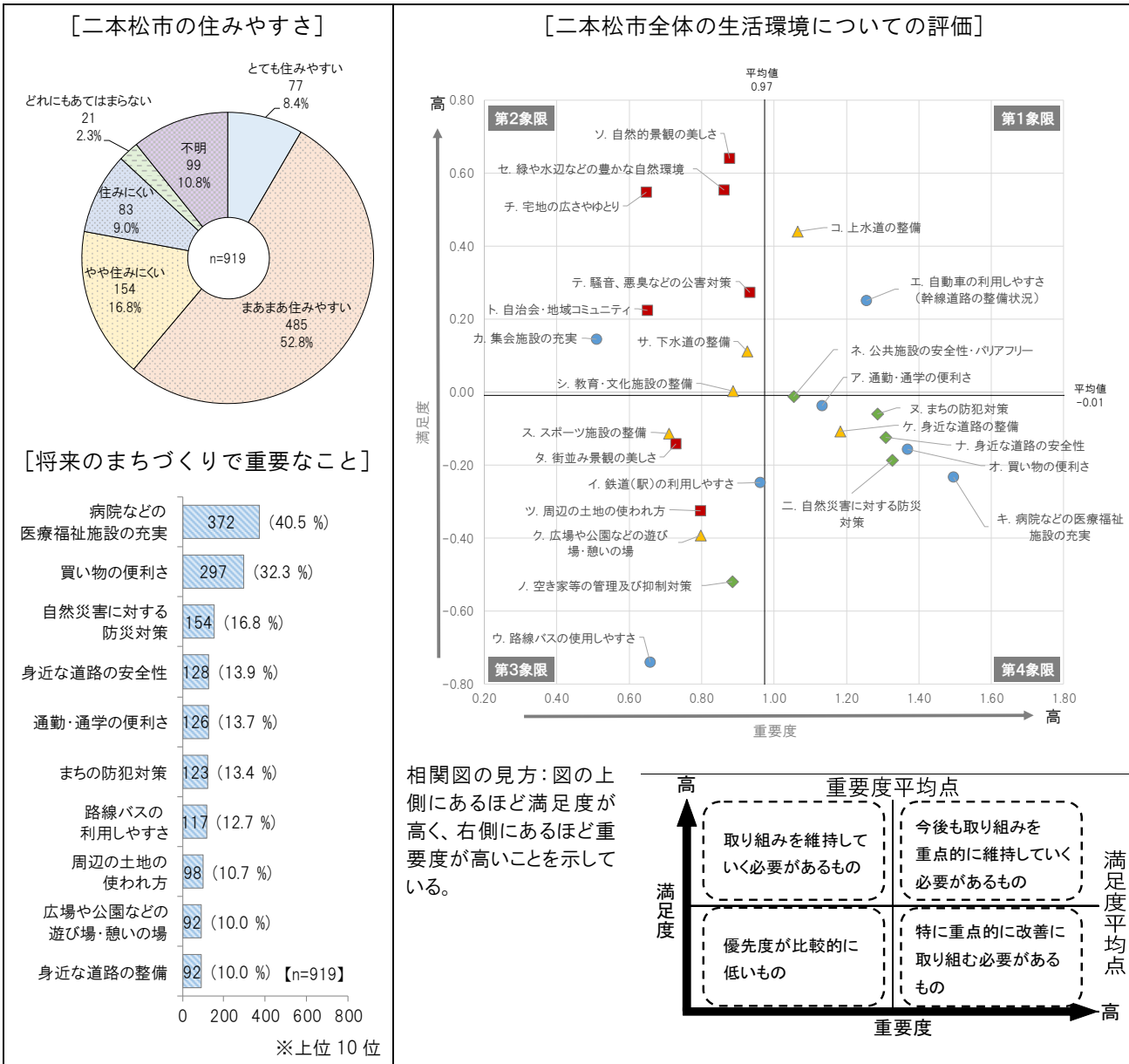


5. 「二本松市都市計画マスタープラン」改定に向けた住民アンケート調査 概要

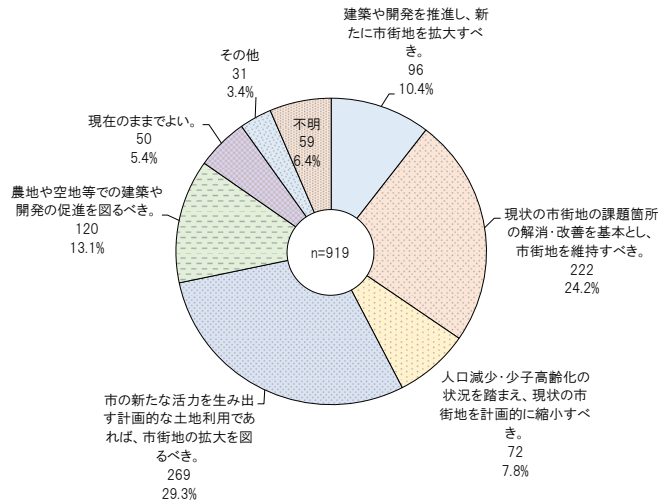
(1) アンケート実施概要

対象者	二本松市内に在住する 18 歳以上の住民 3,000 名、市職員及び検討委員 38 名
実施期間	平成 28 (2016) 年 7 月 28 日～8 月 8 日
配布数・回収率	919 部 (30.3%)

(2) アンケート結果 (主なもの)

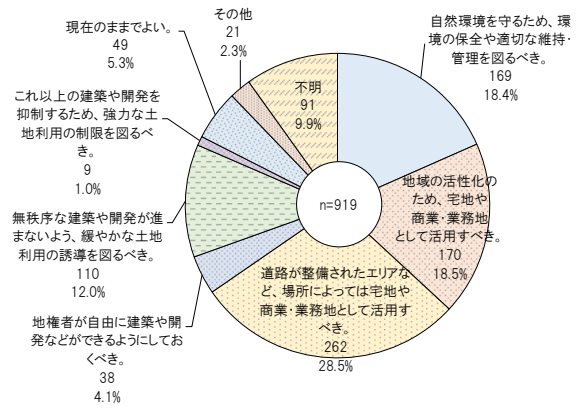


[二本松市の中心拠点エリアの目指すべき方向性]

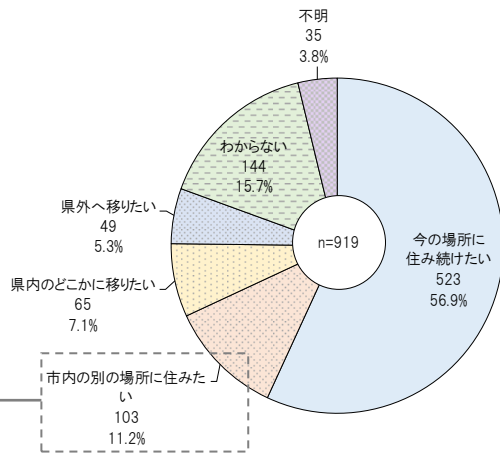


※中心拠点エリアをおおむね二本松駅、安達駅、杉田駅周辺と捉えた場合

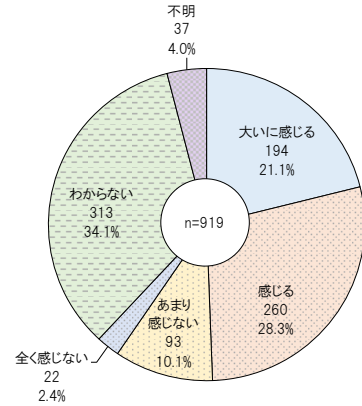
[中心拠点エリア以外の目指すべき方向性]



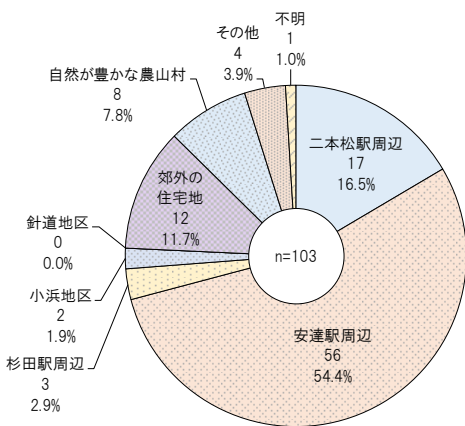
[今のお住まいの地域に住み続けたいか]



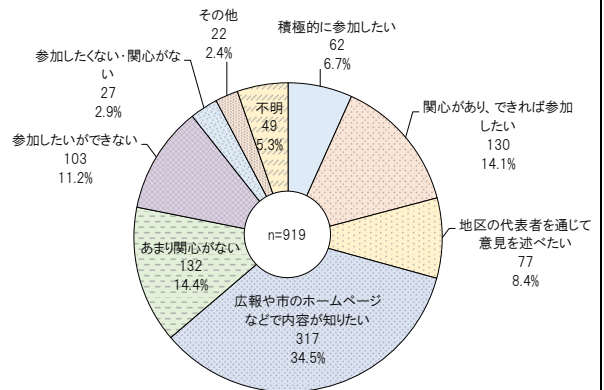
[コンパクトシティ・プラス・ネットワークの必要性]



[市内のどのような場所に移りたいか]



[まちづくりへの参加意向]



6. 用語集

あ行

粗付加価値額

売上高から原材料費や仕入原価等の変動費を差し引いたものを指す。粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料使用額等で算出される。

インバウンド

外国人の訪日旅行。また、訪日外国人旅行を指す。

インフラ

インフラストラクチャーの略。国や地域が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設を指す。道路、通信手段、港湾施設、教育・衛生施設等が含まれる。

か行

涵養 かんよう

水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること。

狭隘道路 きょうあいどうろ

車のすれ違い等が困難な、交通に支障のある狭い道路を指す。

グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャーの略。社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものを指す。

国土強靱化

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを指す。

コミュニティ道路

生活道路等において、歩行者優先の考え方に立ち、自動車の通過交通や速度を抑制する等の工夫をした道路を指す。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市が主体的に計画し運行するバス交通を指す。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

病院やスーパー等生活利便施設が歩いて行ける範囲にまとまった拠点を地域ごとに形成し、各拠点に公共交通等で誰もが簡単にアクセスすることができる都市構造の考え方を指す。

さ行

市街地の外延化

郊外に向かって市街地が拡大することを指す。
中心市街地の空洞化や、都市機能を維持管理するための行政コストの増大を招く恐れがある。

ストック効果

整備されたインフラが、十分に機能することで継続的に中長期的にわたり得られる効果を指す。耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果がある。

た行

対流型国土

国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月閣議決定）において示された国土の基本構想を指す。多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」を全国各地でダイナミックに湧き起こし、活力ある国土の形成を図ることを指す。

小さな拠点

小学校区等、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所等の生活サービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバス等で結ぶことで、人々が集い、交流する機会を広げる、新しい地域運営の仕組みを指す。

デマンド型乗合タクシー

予約制の乗合タクシーを指す。乗合タクシーで自宅のできる限り近い場所から、運行区域内の目的地まで運行する。

土地・不動産の最適活用

土地・不動産について流動化等を通じた有効活用を図り、国民サービスの向上や 需給のミスマッチの解消、新たな需要の創出することを指す。

な行

日本遺産

文化庁が認定する地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を指す。

日本版 CCRC 構想

「Continuing Care Retirement Community」の略。「東京圏をはじめとする地域の中高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活

を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指す構想。

は行

バイオマス資源

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。

文化的景観

文化庁が認定する、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできない、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地を指す。

ま行

モータリゼーション

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象を指す。

や行

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地を指す。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらずさまざまな人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方を指す。対象を障害者に限定していない点が一般にいわれる「バリアフリー」と異なる。

用途地域

都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的・計画的な利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さ等について制限が行われる地域を指す。

二本松市都市計画マスタープラン

平成 29 年 10 月

編集・発行 二本松市建設部都市計画課

〒964-8601 福島県二本松市金色 403 番地 1

TEL0243-23-1111(代表) / FAX0243-23-1197



二 本 松 市
都 市 計 画
マ ス タ ー プ ラ ン